

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月9日
【事業年度】	第47期（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）
【会社名】	株式会社銚子丸
【英訳名】	Choushimaru Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 満
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区浜田二丁目39番地
【電話番号】	(043)350-1266(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 石井 憲
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区浜田二丁目39番地
【電話番号】	(043)350-1266(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 石井 憲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	2020年5月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月
売上高 (百万円)	18,076	17,794	17,033	19,310	21,360
経常利益 (百万円)	139	864	1,678	794	1,735
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	93	378	1,057	558	1,073
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	315	315	315	100	100
発行済株式総数 (千株)	14,518	14,518	14,518	14,518	14,518
純資産額 (百万円)	6,521	6,906	7,883	8,367	9,309
総資産額 (百万円)	8,751	12,697	10,977	11,402	12,842
1株当たり純資産額 (円)	476.05	503.48	574.26	609.00	676.31
1株当たり配当額 (円)	-	6.00	6.00	12.00	12.00
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	6.83	27.66	77.16	40.75	78.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	27.66	77.14	40.73	78.04
自己資本比率 (%)	74.5	54.3	71.7	73.2	72.3
自己資本利益率 (%)	1.4	5.6	14.3	6.9	12.2
株価収益率 (倍)	-	38.9	14.4	29.2	24.2
配当性向 (%)	-	21.7	7.8	29.4	15.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	463	1,054	1,389	430	2,375
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	599	126	641	1,023	1,839
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	61	2,838	2,971	14	130
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	4,838	8,604	6,380	5,773	6,178
従業員数 (人)	511	482	465	468	491
(外、平均臨時雇用者数)	(977)	(951)	(922)	(962)	(996)
株主総利回り (%)	97.8	92.9	96.5	104.4	166.4
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(96.7)	(127.8)	(129.5)	(151.0)	(199.5)
最高株価 (円)	1,364	1,393	1,235	1,235	2,176
最低株価 (円)	870	890	1,055	1,100	1,160

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありますが、利益基準及び利益剰余金基準において重要性が乏しいため、記載を省略しております。
3. 第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第43期の株価収益率については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQスタンダード、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1977年11月	玩具店及び飲食店の経営を目的として、千葉市誉田町三丁目46番地1（現千葉市緑区誉田町三丁目46番地1）に株式会社オールを設立（資本金2,000千円）し、玩具店の経営を行う。（注1）
1979年5月	持ち帰り寿司業態の第1号店として、千葉県印旛郡（現千葉県八街市）に「花すし」八街店を開設。（注1）
1981年4月	当社の本店を千葉市誉田町一丁目978番地13（現千葉市緑区誉田町一丁目978番地13）に移転
1987年4月	回転寿司業態の第1号店として、千葉県浦安市に「ABC」浦安店（現「すし銚子丸」浦安店）を開設。（注2）
1998年10月	グルメ回転寿司業態の第1号店として、千葉縣市川市に「すし銚子丸」市川店を開設
2001年10月	グルメ回転寿司業態の東京地区第1号店として、東京都江戸川区に「すし銚子丸」みずえ店を開設
2002年5月	株式会社オールエスとの営業譲渡契約により、「すし銚子丸」蘇我店及び「すし銚子丸」幸町本店の営業を譲り受ける。（注3）
2002年6月	千葉市中央区に「すし銚子丸」千葉駅前店を開設。（チェーン店舗数20店舗達成）
2003年11月	株式会社オール・エフとの営業譲渡契約により、「すし銚子丸」幸町本店等の営業を譲渡（注4）
2004年2月	当社の本店を千葉市美浜区浜田二丁目39番地に移転。
2004年2月	オール実業株式会社との営業譲渡契約により、同社の営業の全部を譲り受ける。（注5）
2004年8月	東京都練馬区に「すし銚子丸」光が丘店を開設。（チェーン店舗数30店舗達成）
2005年3月	グルメ回転寿司業態の埼玉地区第1号店として、埼玉県越谷市に「すし銚子丸」南越谷店を開設。
2005年4月	商号を株式会社銚子丸に変更。
2005年7月	千葉県成田市に「すし銚子丸」成田店を開設（チェーン店舗数40店舗達成）
2007年3月	ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2007年5月	埼玉県春日部市に「すし銚子丸」春日部店を開設（チェーン店舗数50店舗達成）
2008年4月	グルメ回転寿司業態の神奈川地区第1号店として、神奈川県相模原市に「すし銚子丸」西橋本店を開設
2008年7月	さいたま市南区に「すし銚子丸」南浦和店を開設（チェーン店舗数60店舗達成）
2010年4月	千葉県市原市に「すし銚子丸」市原店を開設（チェーン店舗数70店舗達成）
2013年3月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場
2013年7月	横浜市青葉区に「すし銚子丸」あざみ野店を開設（チェーン店舗数80店舗達成）
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQスタンダードに上場
2014年11月	株式会社オール・エフとの事業譲受契約により、「江戸前すし百萬石」幸町店等の事業を譲受（注6）
2015年8月	千葉県松戸市に「すし銚子丸」松戸岩瀬店を開設（チェーン店舗数90店舗達成）
2018年12月	都市型コンパクト店舗形態の第1号店として東京都千代田区に「鮪Yasuke」大手町ブレイス店を開設
2019年4月	進化型姉妹ブランド店の第1号店として千葉市美浜区に「すし銚子丸 雅」イオンスタイル幕張ベイパーク店を開設
2020年8月	テイクアウト・デリバリーサービス特化型姉妹ブランド店の第1号店として東京都渋谷区に「すし銚子丸 テイクアウト専門店」初台店を開設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所JASDAQスタンダードからスタンダード市場に移行
2024年3月	インバウンド・観光客をターゲットにした都市型コンセプト店の第1号店として東京都江東区に「鮪Yasuke by 銚子丸」豊洲千客万来店を開設
2024年3月	米国寿司市場における新たな価値創造を目的に、ロイヤルホールディングス株式会社、双日株式会社との3社合弁会社SUSHI-TEN USA inc.社をカリフォルニア州に設立

(注) 1. 玩具店及び持ち帰り寿司業態の「花すし」店舗につきましては、2003年2月までに全て閉店し、現在は運営しておりません。

2. 「ABC」は低価格均一回転寿司業態の店舗であり、2005年4月までに全て「すし銚子丸」に業態を変更しております。

3. 株式会社オールエスは、飲食店の経営を目的として1985年7月25日に設立され、当社が議決権の49.5%を所有する会社でありましたが、寿司店の運営を当社に集中するため、店舗の営業を当社に譲渡したうえで清算されております。

4. 株式会社オール・エフは、飲食店の経営を目的として2003年10月10日に設立され、当社役員の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。当社は、回転寿司業態店舗の運営に専門特化するために、立ち寿司業態で運営していた「すし銚子丸」幸町本店等の店舗を同社に譲渡いたしました。
5. オール実業株式会社は、寿司、中華料理の材料卸しを目的として1986年5月31日に設立された会社であり、当社の役員及びその近親者が議決権の100%を所有する会社である有限会社オール・エムの傘下において、当社と一体となって運営されておりましたが、経営機能を当社に集中するため、2004年2月15日の同社株主総会の決議により解散され、2004年2月16日付にて当社が同社の営業の全部を譲り受けております。
6. 他社との差別化を図るため、株式会社オール・エフの「立ち寿司」事業を取り込み、さらなる質とサービスの向上並びに、企業価値の向上を図ることを目的とし、事業譲受いたしました。

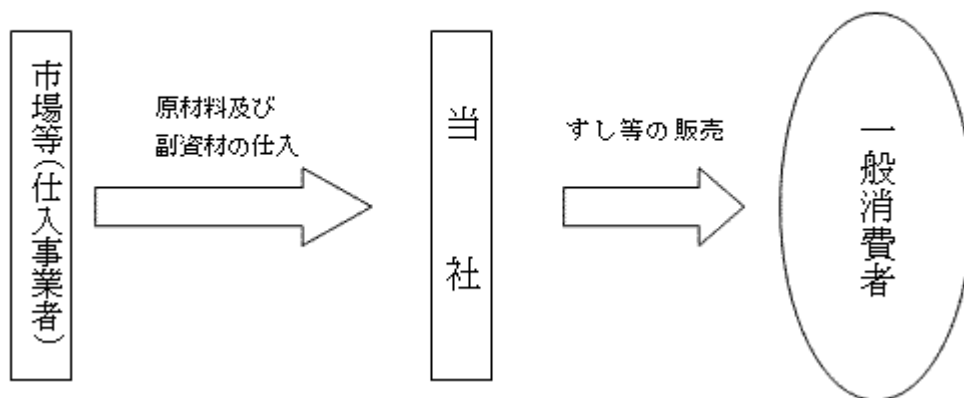
3【事業の内容】

当社は、同業他社の低価格回転寿司店との差別化を図るために、より上質な商品とサービスを、よりお得感のある価格帯にて提供するグルメ回転寿司業態として、「すし銚子丸」を中心ブランドとして直営店のみによる多店舗展開を行っております。

具体的には、2014年に顧客の多様な寿司へのニーズに応えることで企業価値向上を図ることを目的として、江戸前寿司の味と技をグルメ回転寿司事業に継承させるべく、立ち寿司業態の「江戸前すし百萬石」ブランドを買収しております。これに加えて「すし銚子丸」の良さである本格江戸前寿司のスタイルを踏襲しつつ、今の時代に合ったシステムを導入した進化型姉妹ブランド店「すし銚子丸雅」と、日本の伝統食「鰯」を江戸と現代を融合させた空間のなか、職人の技とおもてなしの心をもって商品・サービスをご提供する姉妹ブランド店「鰯Yasuke」を運営しております。

なお、当社は寿司事業のみの単一セグメントとなっております。

【事業系統図】



4【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千米ドル)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容
SUSHI-TEN USA Inc.	米国 カリフォルニア州	6,000	寿司事業	33	役員の兼任あり。

(注)「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年5月15日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
491 (996)	43.1	10.3	4,998,825

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、()外書表示は、臨時雇用者の年間の平均人員(1日8時間換算)であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は寿司事業のみの単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておらず、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
		全労働者	正規雇用労働者(注)3	パート・有期労働者	
12.9	100.0	74.6	63.6	93.7	パート・有期労働者はフルタイム換算した人員数に基づいて算出しております。賃金は賞与を含み、通勤手当は除いております。

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 正規雇用労働者については、約9割が男性労働者であり、その殆どが、当社ビジネスの根幹となるすし職人となっています。女性のすし職人が少ないことが男女の賃金差異の最大の要因となっています。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は事業を継続的に発展させていくために、経営理念を全従業員に徹底することにより企業体質の一層の強化と、商品のレベルアップ、お客様への「おもてなし」の充実を図り、この理念を実現することを経営の基本方針としております。

(経営理念)

「人間の生命を支える最も基本的な飲食を通し、より多くのお客様に、よりおいしく・よりよいサービス・より速く、をもって私達の『真心』を提供し、お客様の『感謝と喜び』を頂くことを私達の使命と致します。」

(2) 経営戦略等及び経営環境

回転寿司業界においては、競合他社との差別化の流れの中で、グルメ回転寿司の業態と低価格回転寿司の業態の二極化が今後も続くものと考えております。グルメ回転寿司及び立ち寿司業態に属する当社は、同業態の競合他社との差別化を図るために、「より高価な食材を新鮮で食べ応え充分な状態で市場価格よりもずっとお得感のある価格帯で」提供することを目指しており、この実現のために産地の開拓、素材の吟味、商品開発など当社独自の商品力の向上に邁進し、さらに、立ち寿司により近い技術の向上に取り組んでいくことを経営戦略としております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

コロナから解放される中で、イートイン需要が急回復し、外食業界全体の営業活動が活発化する一方で、一昨年から続く業界全体で価格改定の動きにも落ち着きが見られることから、売上は順調に推移することが期待されます。反面で、利益面では、原料・資源コストの継続的な上昇、外食業界における恒常的な人手不足による人件費の傾向的な上昇等、先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

このような環境の下、当社は「収益構造・運営オペレーションの改革と新たな価値創造」をテーマとし、次の4項目を重点課題に掲げ、取り組んでまいります。

D X戦略

イートイン需要が急回復する中で、来店客数は未だ回復途上にあります。一方で人手不足の状況が深刻化し、店舗ごとの技術者(すし職人)不足も顕在化する中で、従来型の成功モデルの出店による「店舗数拡大 売上増」を追求手法は通用しなくなりつつあります。

このような状況において、当社は、D X推進本部において、店舗オペレーションのロボティクス等による機械化・省力化、決済方法のキャッシュレス化の推進に加えて、フルオーダーシステム等から収集した各種の顧客・販売データを統合し有効活用するための共通基盤及び基幹・周辺システムの構築を進め、販売促進や消費・サービスの高度化に注力してまいりました。このような中で、2023年11月にネイティブアプリ「縁アプリ」を導入し、登録会員数の増強に努めるとともに、これを活用したダイレクトマーケティングを新たに展開することにより、来店客数の増大を図ってまいりました。

今後は、共通基盤及び縁アプリの機能拡張・サービスの高度化による集客力の更なる強化を図るとともに、仕入マスタ・メニューマスタ等の各種マスタの一元管理や外部システムとの連携を目的とした統合データ基盤の構築に注力することで、よりムリのないオペレーション、よりムラのないサービス、よりムダのない食材管理を実現し、利益の最大化を目指してまいります。

人財戦略

外食業界の人手不足の深刻化は不可避となっています。これに対して、当社は、人財戦略本部において、人を増やす「採用」、技術者を育てる「育成」、辞めない職場を作る「リテンション」を3つのテーマとし優秀な人財確保を推進しております。この一環として、2024年2月には、コロナ下で抑制を余儀なくされた正社員に対する給与について職位等にかかわらず一律30,000円の引き上げを実施しました。

また、同本部に女性活躍推進担当を配置し、女性が働きやすい職場環境及びキャリアアップ支援体制の整備と女性正社員の採用数の増加、及び女性店長・女性管理職の積極的な登用に取り組んでおります。

今後は、3つのテーマの充実に加え、店舗の運営手法をモデル化し、それに則した適正かつ効率的な営業を可能にする教育プログラムの確立と、その実践に注力してまいります。また、経営理念に基づく目指すべき姿をモデル店として具現化し、全従業員が体感・共感・共有できる研修環境を整備し全店に波及させることで、幅広い人財が活躍できる土壌の形成と誰もが挑戦できる社風づくりに努めてまいります。

店舗戦略

一都三県のロードサイドを中心とした「すし銚子丸」、都心部商業施設並びに郊外型大規模商業施設を中心とした「すし銚子丸雅」に加えて、2024年3月には、インバウンド集客が見込める都心部施設に「鮪Yasuke」を新たに outlets しました。これらブランドについては、その特性に合致した物件候補地を厳選し、特に神奈川県地区をはじめとする未出店エリアでの outlets を強化し、新規顧客層の獲得を図ってまいります。併せて、新たに高級江戸前立ち寿司店にも挑戦してまいります。

なお、立ち寿司業態である「江戸前すし百萬石」ブランドについては多店舗展開できるモデルを模索してまいります。

既存店については、人件費をはじめ様々な経費の上昇に耐え得る収益性を確保するために、席数増加・作業性・イメージアップ・省力化を重視した大規模・中規模改装を計画的に実施してまいります。並行して、不採算店舗の退店及び好立地へのリロケーションを推進することで、利益体質の強化に努めてまいります。

米国外食市場における新たな価値創造

今後の人口減少に伴う国内市場の縮小を背景に、外食の分野においても海外成長市場への進出は喫緊の課題となっております。海外市場の中でも米国は市場規模の大きさとともに多様な食文化を享受し、特に日本の食文化に対する需要も高く、外食事業者にとって魅力的な市場と考えております。

このような状況に対応するために、当社は、ロイヤルホールディングス株式会社、及び双日株式会社との3社にて、米国での共同事業展開に関する合弁事業契約を締結し、2024年3月に現地（カリフォルニア州）に合弁会社を設立いたしました。米国における日本食レストランは堅調な増加傾向にあり、特にカリフォルニア州はロサンゼルスなどの大都市を中心に米国最大の日本食レストラン数を誇り、日本人移民の歴史も長く、特にロサンゼルスは日本食レストランの多様性に富み、寿司ブームなど、米国の日本食ブームの火付け役としての役割を果たしています。まずは同エリアで現地の嗜好を確認しながら新業態のブラッシュアップを図り、各社の事業分野での強みを生かし、単独では成し得ない新たな価値を創造することを目指してまいります。

以上のとおり、「DX推進」、「人財確保」及び「店舗開発」への傾斜的な投資により収益構造・運営オペレーションの改革を推進することで利益の最大化を実現し、更なる投資余力を生み出し、これを再投資することで更なる売上増加と利益の拡大を循環させる「サステナブル（継続可能）企業」の確立を目指してまいります。併せて米国外食市場における3社協業による新たな価値を創造し、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

（４）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は事業を継続的に発展させていくためには、安定した財務基盤を維持しつつ、売上高を着実に増加させ、適正な利益の確保を図っていくことが、必要であると考えております。そのために、売上高経常利益率、自己資本比率、ROEを重要な経営指標として位置付け、その向上に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社は、経営理念の下に、日本食の代表とも言える「寿司」事業を営む企業として、日本の食文化、特に魚食文化と、その源となる海洋環境を守り育てることを社会的責任の一つと考えております。この理念を実現するために、SDGs委員会を中核として、様々な社会・環境問題に対して当社の方針や目標を策定し、取組みを行ってまいります。

（１）ガバナンス

サステナビリティ経営の強化を目的として、執行部門の最高意思決定機関である経営会議の直下にSDGs委員会を設置しております。同委員会は、社長を委員長として業務執行取締役、執行役員、部室長で構成されており、また、同委員会内に環境部会、食文化部会、人財部会を設置しております。同委員会では、サステナビリティに関する方針や「マテリアリティ」などの重要課題を協議検討するとともに、3部会を中心として具体的対応策やその進捗状況の確認等を行い、その状況を適宜取締役会に報告しております。

(サステナビリティに関するコーポレートガバナンス体制図)



(2) 戦略

移行リスク

- イ. 環境規制の強化により、原材料調達コストの大幅な上昇が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ロ. 環境課題に対する対応が遅れることにより、ステークホルダーからの信用失墜、ブランド価値棄損、お客様離れが発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

物理リスク

- イ. 気候変動をはじめとする環境の変化により、原材料となる食材の漁獲、収穫、生産の状況が悪化し、不足、途絶、市場価格の大幅な上昇などが発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ロ. 地球温暖化の影響と思われるアニサキスや、その他の食中毒など、水産物の安全性に関わる問題が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

機会

当社は、サステナビリティの観点を経営に取り込むことは、事業リスクの低下や新たな事業機会の創出が期待でき、また、ステークホルダーからの評価が向上することで投資の拡大や企業イメージの向上、顧客の獲得などにつながることから、サステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題であると認識しており、これらの課題に積極的に取り組むこととしております。

リスクと機会に対処する取組みのマテリアリティ

- イ. 当社の貢献可能性と、当社のステークホルダーにとっての重要度の2軸でマトリクスを作成し、SDGsの17の目標の位置付けを検討し、当社のマテリアリティMAPを策定しております。

株式会社銚子丸 サステナビリティに関する考え方及び取組
マテリアリティ MAP



ロ. マテリアリティMAPに基づいて、当社が取り組むべき課題と具体的な施策を明示したマテリアリティー一覧表を作成し、その実現に努めております。

株式会社銚子丸 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

株式会社銚子丸は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

マテリアリティー一覧

部会	大項目	中項目	取り組み内容
環境部会	環境負荷軽減	気候変動対策 CO2等温暖化ガス排出削減	各種省エネ施策・電力非化石化の検討など、カーボンニュートラル 食品ロス削減(期限切れ廃棄削減/あらか、端材の商品化)、食品リサイクル ごみ削減(箸、販売包材、住入れ食材、消耗品の包材等)
		啓蒙活動・慈善活動	環境保護関連イベントの企画～開催 店頭やオウンドメディアでの環境保護関連情報発信 社員のボランティア参加情報収集と参加促進
		海洋環境負荷軽減 海洋資源適正利用	持続可能性の高い水産物の積極的利用と価値向上 未利用魚、低利用魚の積極的利用と価値向上
		食文化部会	日本の食文化を 守り育てる
食文化部会	食育活動	産地や生産者、 異業種・同業種との協業	教育系媒体への情報発信、キャリア教育への協力 食料支援活動及び災害の被災者支援活動
		食育活動	教育系媒体への情報発信、キャリア教育への協力 食料支援活動及び災害の被災者支援活動
		食育活動	教育系媒体への情報発信、キャリア教育への協力 食料支援活動及び災害の被災者支援活動
人材部会	人材の育成と 活躍促進	人財育成企業として教育・ 研究への取組み	オンラインによる双方向動画教育システム運用 階層別教育制度導入・運用 各種教育研修の企画開催、評価制度、表彰制度、社内行事企画運営
		多様な人材の活躍促進	女性活躍促進のための働き方選択支援、役職者、管理職登用 障がい者、高齢者の雇用と活躍促進 社内外のコミュニティー形成
		働きがいと ワークライフバランス	労働環境改善労働時間短縮 ワークライフバランス適正化 健康経営の推進
		働きがいと ワークライフバランス	労働環境改善労働時間短縮 ワークライフバランス適正化 健康経営の推進

多様な人材の育成と活用

イ. 人材育成方針

企業文化としての経営理念を実現し、顧客並びに地域の皆様に感謝され喜ばれる人材の育成に努めております。

育成した人材が良質な外食体験を提供することにより、お客様だけでなく、劇団員一人ひとりが接客業の喜びを感じるとともに、人としても成長していく、そして、その力によって更なる良質な外食体験が生み出されて、お客様の感謝と喜びが増大していく、このような循環を達成することこそが経営理念を実現した姿であると考えております。

ロ. 社内環境整備方針

すべての銚子丸社員について、その社員人生に寄り添い、採用 育成 リテンション ロングテール ハッピーリタイアメントまでの各ステージで、該当する個々の社員満足度をより高めることができる環境を目指しております。

(3) リスク管理

当社のリスク管理は、危機管理委員会にて行っておりますが、サステナビリティに係るリスクの識別、優先的に対応すべきリスクの絞り込みについて、SDGs委員会の中でより詳細な検討を行い、共有しております。

(4) 指標及び目標

人的資本に関する指標及び目標

指標	46期	47期	目標(48期)
女性正社員比率	9.5%	13.4%	15.0%
女性管理職比率	7.7%	12.9%	15.0%
女性店長人数(人)	1	2	5
男女平均賃金の格差 (男性の賃金に対する女性の賃金割合)	77.5%	74.6%	80.0%
男性育児休暇取得率	91.7%	100.0%	100.0%
65歳以上の社会保険適用従業員雇用数(人)	109	127	130

3【事業等のリスク】

当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項は、以下のとおりです。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社への投資は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で判断される必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が入手可能な情報及び合理的であると考えられる一定の前提に基づいて判断したものです。

(1) 当社の事業に影響を与える外的要因について

外食業界の動向及び競合他社との競争について

当社の属する外食産業は、アフター・コロナの営業活動に転換する中で、業界各社の競争がより激しさを増しております。寿司業界においても、大手チェーン店の相次ぐ出店や異業種からの参入等による競争が激化しております。

このような状況の中で当社は、経営理念に掲げる「私達の『真心』を提供し、お客様の『感謝と喜び』を頂くことを私達の使命と致します。」を徹底し、今後も競合他社との差別化に向けた諸施策を講じながら収益力の向上に努めてまいり所存であります。しかしながら、今後、外食市場の縮小や他の外食事業者や中食事業者を含めた競合他社との競争が更に激化した場合に、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

食材について

当社は寿司事業のみの単一事業を営んでいるため、水産物や米等、原材料となる食材に関して市場価格変動に伴う当社仕入価格の変動や市場流通量の大幅な減少に伴う定番品目の欠品等が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。特にまぐろをはじめとした主要品目については、世界情勢や為替、漁獲状況等の影響により、市場価格が大きく変動する事態も想定されるものと考えております。当社は、まぐろをはじめとした主要品目の仕入に関して、固定価格での長期契約の締結や仕入経路の多様化等によって、仕入価格上昇や欠品が発生するリスクの低減を図る方針ですが、こうした施策が必ずしも期待どおりの効果を生む保証はありません。

また、近年、地球温暖化の影響と思われるアニサキス等、寄生虫の食中毒の発生が増加傾向にあります。当社は品質管理について、常に厳格かつ万全な管理に努めておりますが、取り扱う食材のうち、特にこれら水産物の安全性に係る問題が発生した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

人件費・光熱費等について

コロナ収束に伴う景気の回復により、労働市場が逼迫しており、優秀な人材確保の為の賃金上昇圧力が高まっております。また、ロシアのウクライナ侵攻やハマス・イスラエル間の武力衝突の結末が見えない中で、世界的なエネルギー危機を背景とする燃料価格の高止まりや、円安による物価上昇が顕在化しております。今後、人件費や電気代の補助終了に伴い光熱費等の諸経費が急激に上昇した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害・事故等について

地震や台風等の自然災害や火災・事故などにより、店舗の営業に支障が生じたり従業員が被害を受ける可能性があります。これに伴う売上高の減少、営業拠点の修復又は代替のための費用発生等が、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症は、収束したとみられますが、なお再拡大の可能性を残しております。このような感染症が再び拡大し、従業員内でクラスターが発生した場合には、店舗の営業継続が難しくなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の外的要因について

当社は寿司事業のみの単一事業を営んでいるため、寿司に関する消費者の嗜好の変化が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 出店について

出店戦略について

当社は、2024年5月15日現在、千葉県内に38店舗、東京都内に35店舗、埼玉県内に10店舗、神奈川県内に5店舗の計88店舗（「すし銚子丸」「すし銚子丸 雅」「江戸前すし百萬石」及び「鰯 Y a s u k e」業態、すべて直営）を展開しております。今後におきましても、これらの各業態の特徴を活かし一都三県のロードサイド並びに商業施設内・ビルイン・駅中・駅前等の繁華街立地をメインとした都心部への出店について積極的に検討していく方針であります。

当社は、出店にあたって、周辺人口、近隣道路環境、敷地状況、競合店状況、及び契約条件等の諸条件を総合的に検討した上で、出店候補地の選定を行っております。予め当社の希望する条件で絞り込んだ出店候補地に対して、物件所有者との交渉を行っており、当該交渉期間は長期化する場合があります。

また、当社の出店条件に合致した物件がなく計画通りの出店ができない場合や、出店後において立地環境等に多大な変化が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

敷金・保証金等について

当社は、出店に際して、敷金・保証金等を差し入れた上で土地、建物を賃借しており、賃借物件の地主・家主の経済的破綻等により敷金・保証金等の回収が不能となった場合や、当社の都合による賃貸借契約の中途解約により契約条件に従って敷金・保証金等を放棄せざるを得なくなった場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業体制について

人財確保及び育成について

当社は店舗数増加等による業容と組織の拡大において、これを担う人財の量的・質的な確保及び育成が重要な課題であると考えております。会社財産としての「優秀な人財」の安定確保と早期戦力化及び定着率向上のためには、働き方改革の推進による労働環境の改善と給与体系の見直しによる人件費の増加が今後の飛躍に向けた事業基盤構築のために不可欠な負担であるとの認識のもとで、人財の確保・育成を推進しております。しかしながら、今後、労働法令の改正や労働市場の逼迫によって当社の想定を上回る人件費の増加があった場合や、新規出店を担う人財確保及び育成ができない場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

鮮魚の配送について

当社では、水産物卸売市場の休業日を除き、早朝に水産物卸売市場で仕入れた鮮魚を、当日中に配送し、店舗で加工して提供するための仕入及び物流体制を構築しております。このような体制を構築していることが他社の回転寿司店舗との差別化要因の一つであると考えており、今後こうした体制を維持継続できなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの体制を維持するためには、水産物卸売市場から開店前に仕入品を店舗に配送できることが前提となるため、出店用地の選定に制約が生じる場合があります。

(4) 法的規制等について

法的規制について

当社の事業に関連する法的規制としては、「食品衛生法」「消防法」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（いわゆる食品リサイクル法）等があります。このうち食品衛生法においては、飲食店を営むにあたり厚生労働省令が定めるところの都道府県知事の許可を受けなければならない旨が規定されています。

今後、これらの法的規制が強化された場合、それに対応するための新たな費用の発生等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

衛生管理について

当社では、衛生管理を重要な経営管理項目として位置づけており、衛生管理室が、各店舗の衛生評価・教育並びに外部の専門業者との連携による食材・調理器具の検体採取や従業員の検便検査等を定期的 to 実施しております。さらに、その実施結果に基づいて各店舗に対する衛生管理指導を行うなど衛生管理体制を整備しております。また、食品衛生法の改正により2020年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化されましたが、これを契機として当社はより安全性の高い衛生管理体制の構築を進めております。

当社は、今後とも一層の衛生面の管理を強化していく方針であります。外食産業の中でも生鮮食材を取り扱う業態として食中毒事件等が発生した場合には、企業としての存続そのものに重大な影響を及ぼす可能性があります。

また同業他社で食中毒事件等が発生した場合には、消費者による寿司業界全体に対する不安感を与えてしまうことから、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）について

2001年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）により、年間100トン以上の食品廃棄物を排出する外食事業者（食品関連事業者）は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて2024年度末までの食品廃棄物の再利用等の実施率は業種全体で50%を達成するよう目標が設定されております。

当社におきましては、排出量の把握とその抑制策、再生利用策、及び減量策等の具体的な対応策を実施しておりますが、今後同法に関して追加的な対応が必要となった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

短時間労働者の雇用について

当社では従業員に占める短時間労働者の比率が高いため、今後、労働法令の改正等、あるいは厚生年金保険等、パート・アルバイト社員の処遇に関連した法改正が行われた場合には、人件費負担の増加により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（5）個人情報の管理について

当社は、顧客からのアンケート情報等を収集し、顧客満足度の把握及びサービス向上に努めております。個人情報の管理に関しては万全を期しておりますが、何らかの理由で個人情報が漏洩した場合には、損害賠償請求の発生や社会的信用の低下等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の概要

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症から解放されて経済活動のコロナ前への正常化が進み、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加等を背景とした回復基調となりました。ウクライナや中東等で緊迫した情勢が続く中で、日米金利差拡大に伴う円安の進展やこれらを背景としてエネルギー・原料・資源コストが高騰し物価が上昇する一方で、景気回復に伴う労働力不足が顕在化するなど、国内外で先行き不安定な状況が続きました。

外食業界におきましては、コロナの呪縛から解放されてイートイン需要が急回復し、業界全体の営業活動が活発化しました。一方で、物価上昇に対する消費者の生活防衛意識が高まる中で、業界全体の価格改定の動きも抑制的なものとなりました。

このような状況において、当社は、通常の月別イベントに加え、『銚子丸47周年創業祭（2023年10月16日～同年11月15日）』、『クリスマスミートフェア（2023年11月16日～同年12月25日）』、及び『パレタインフェア（2024年2月10日～同月14日）』等、1年を通じて時節の特別イベントを開催し、リピート客数の増大並びに新規顧客の獲得を図りました。

店舗開発につきましては、2023年6月に「すし銚子丸横浜六ツ川店」（横浜市南区）を新規に出店しました。また、2024年3月には豊洲市場に隣接して開業した豊洲場外江戸前市場『豊洲千客万来』に、日本の伝統食「鰯」を江戸と現代を融合させた空間の中で、職人の技とおもてなしの心をもってご提供する新業態「鰯Yasuke 豊洲千客万来店」（東京都江東区）を新規に出店しました。一方で、雇用が逼迫する中で、限られた人的資源の有効活用と効率的な店舗網の再構築の観点から「すし銚子丸南浦和店」（2023年6月）、「同 三鷹店」（同7月）、及び「同 浦和木崎店」（同7月）を閉店しました。並行してコロナ収束後にテイクアウト需要が急減し、店舗採算の確保が難しくなった「すし銚子丸テイクアウト専門店荻窪店」（2023年6月）、「同 初台店」（同7月）、「同 落合店」（同7月）及び「同ペリエ海浜幕張店」（同10月）について、歴史的使命を終了したとの判断により順次閉店しました。この結果、当事業年度末の店舗数は88店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、イートイン需要の急回復及び価格改定の定着に加え、テレビ放映をはじめとした1年間で延べ40回にわたるメディアでの紹介等が奏功し、213億60百万円（前期比10.6%増）となりました。

利益面につきましては、令和6年能登半島地震に対する災害義援金10百万円、及びウクライナ難民緊急支援10百万円を寄付しましたが、売上高の増加に加えて、価格改定やフルオーダー化に伴う廃棄ロス減少等による原価率の低下、及びコロナ下に推進してきた機械化・省力化等による利益体質の改善努力等が奏功し、営業利益は17億9百万円（同155.3%増）、経常利益は17億35百万円（同118.5%増）となりました。なお、採算が悪化した店舗に係る減損損失1億74百万円を計上したこと等により、当期純利益は10億73百万円（同92.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ4億5百万円増加し、61億78百万円（7.0%増）となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、23億75百万円（前期比451.2%増）となりました。これは、税引前当期純利益15億41百万円、減価償却費4億65百万円及び減損損失1億74百万円による資金の獲得によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、18億39百万円（前期比79.7%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出12億25百万円及び関係会社株式の取得による支出3億6百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、1億30百万円（前事業年度は14百万円の使用）となりました。これは配当金の支払額1億63百万円による資金の使用によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は一般顧客（最終消費者）へ直接販売する飲食業を行っておりますので、生産実績は記載しておりません。

b. 受注実績

当社は一般顧客（最終消費者）へ直接販売する飲食業を行っておりますので、受注実績は記載しておりません。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	前年同期比(%)
寿司事業(千円)	21,360,275	110.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

（資産）

当事業年度末における資産は14億39百万円増加し、128億42百万円（前期比12.6%増）となりました。主な要因は次のとおりであります。

流動資産は4億5百万円増加し、80億75百万円（同5.3%増）となりました。主な内訳は、現金及び預金の増加4億5百万円であります。

固定資産は10億34百万円増加し、47億67百万円（同27.7%増）となりました。これは主に、建物（純額）の増加4億43百万円、工具、器具及び備品（純額）の増加63百万円、ソフトウェアの増加2億12百万円及び繰延税金資産の増加80百万円によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債は4億98百万円増加し、35億33百万円（同16.4%増）となりました。主な要因は次のとおりであります。

流動負債は4億69百万円増加し、30億32百万円（同18.3%増）となりました。主な内訳は、未払法人税等の増加4億54百万円によるものであります。

固定負債は28百万円増加し、5億1百万円（同6.0%増）となりました。これは主に、資産除去債務の増加28百万円によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は9億41百万円増加し、93億9百万円（同11.3%増）となりました。主な内訳は、繰越利益剰余金の増加9億9百万円であります。

b. 経営成績の分析について

当事業年度は2店舗は新規出店し、7店舗（うちテイクアウト専門店4店舗）を閉店しました。これにより期末時点の店舗数は88店舗となりました。

売上高につきましては、前事業年度と比較して20億49百万円増の213億60百万円（前期比10.6%増）となりました。これは新型コロナウイルス感染症から解放されてイートイン需要が急回復したこと、また価格改定の効果によるものであります。

売上原価は前事業年度と比較して1億4百万円増の82億81百万円（前期比1.3%増）で、原価率は38.8%と前事業年度（42.3%）比3.5%減となりました。これは、食材や副食材価格の上昇に伴う価格改定がお客様に受け入れられ定着した結果であります。

販売費及び一般管理費は前事業年度と比較して9億5百万円増の113億69百万円（前期比8.7%増）となりました。これは給料及び手当が前期比5億16百万円、外注費が1億38百万円増加したこと等が主な要因であります。

以上により営業利益は前事業年度と比較して10億39百万円増の17億9百万円（前期比155.3%増）、売上高営業利益率は8.0%（前事業年度は3.5%）となりました。

経常利益は前事業年度と比較して9億41百万円増の17億35百万円（前期比118.5%増）、売上高経常利益率は8.1%（前事業年度は4.1%）となりました。

当期純利益につきましては、不採算店舗の減損損失1億74百万円（前期比1億63百万円増）を計上した結果、前事業年度と比較して5億15百万円増の10億73百万円の利益（前期比92.3%増）、売上高当期純利益率は5.0%（前事業年度は2.9%）となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況について

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第2 事業の状況 4 [経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]（1）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度は新規出店及び店舗改装の設備資金は、原則として自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローで賄っており借入金による資金調達はありません。運転資金としては納税資金を金融機関からの借入金で調達をしております。当事業年度末のリース債務を含む有利子負債残高は1億98百万円（前事業年度末残高は1億92百万円）となっております。

（4）重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。また、この財務諸表の作成に当たりまして、将来事象の結果に依存するため確定できない金額について、仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は、見積りと異なる場合があります。なお、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、イートイン需要が復活してきており、一方で、価格改定の効果も手伝って、売上はコロナ禍前の水準を越えて回復するものと仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性に関する会計上の見積りを行っております。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

固定資産の減損損失

固定資産の減損損失につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご覧ください。

繰延税金資産の回収可能性

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを行い、将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は決算時点で入手可能な情報や資料に基づき合理的に判断しておりますが、消費の動向や事業環境の変動等により、利益計画及び課税所得の見直しが必要となった場合、当社の翌事業年度以降の財務諸表において繰延税金資産の金額に重要な影響が及ぶ可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度におきましては、寿司事業セグメントにおいて2店舗の新規出店と9店舗の改装を行いました。その内装設備等として総額821百万円の設備投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社は2024年5月15日現在、千葉地区に38店舗、東京地区に35店舗、埼玉地区に10店舗、神奈川県地区に5店舗を運営しております。

2024年5月15日現在における各事業所の設備、投下資本並びに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(1) 事業所別設備の状況

区分	セグメントの名称	店舗数(店)	土地			建物(千円)	構築物(千円)	工具、器具及び備品(千円)	その他(千円)	計(千円)	従業員数(人)
			所有面積(m ²)	帳簿価額(千円)	借用面積(m ²)						
店舗											
千葉県	寿司事業	38	-	-	33,853.67	413,512	8,500	218,891	0	640,904	195 (409)
東京都	寿司事業	35	-	-	23,516.51	763,899	11,704	314,837	0	1,090,440	149 (405)
埼玉県	寿司事業	10	-	-	12,856.82	264,852	7,668	113,035	0	385,556	41 (111)
神奈川県	寿司事業	5	-	-	5,035.65	213,490	3,716	85,587	0	302,794	22 (66)
小計		88	-	-	75,262.65	1,655,755	31,589	732,351	0	2,419,696	407 (991)
本社											
千葉県	-		1,147.00	71,907	-	98,865	5,366	13,478	8,322	197,940	84 (5)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 「その他」は車両運搬具及びリース資産であります。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者の年間の平均人員(1日8時間換算)を外書しております。

4. 土地及び建物の一部を賃借しております。年間賃借料は1,499,491千円であります。

(2) 店舗の設備状況

2024年5月15日現在における店舗(88店)の設備状況は次のとおりであります。

所在地	店舗名	開店年月	客席数(席)
千葉県 (38店舗)	すし銚子丸 浦安店	1987年4月	74
	すし銚子丸 横芝店	1994年11月	43
	すし銚子丸 薬円台店	1996年5月	56
	すし銚子丸 八街店	1997年10月	51
	すし銚子丸 市川店	1998年10月	66
	すし銚子丸 高洲店	1999年2月	92
	すし銚子丸 東寺山店	1999年7月	82
	すし銚子丸 桜木店	1999年12月	68
	すし銚子丸 西船橋店	2000年4月	83
	すし銚子丸 大和田店	2001年7月	74
	すし銚子丸 柏店	2001年11月	68
	すし銚子丸 北習志野店	2002年3月	92
	すし銚子丸 蘇我店	2002年5月	62
	すし銚子丸 千葉駅前店	2002年6月	80
	すし銚子丸 八柱店	2003年2月	80
	すし銚子丸 鎌ヶ谷店	2004年2月	75
	すし銚子丸 成田店	2005年7月	78
すし銚子丸 志津店	2005年10月	76	

所在地	店舗名	開店年月	客席数(席)
千葉県 (38店舗)	すし銚子丸 新松戸店	2007年5月	68
	すし銚子丸 南柏店	2008年3月	79
	すし銚子丸 行徳店	2008年5月	62
	すし銚子丸 東金店	2009年4月	69
	すし銚子丸 佐倉店	2009年11月	88
	すし銚子丸 市原店	2010年4月	78
	すし銚子丸 茂原店	2010年5月	78
	すし銚子丸 木更津店	2011年1月	75
	すし銚子丸 南船橋店	2011年8月	78
	すし銚子丸 富里店	2011年9月	70
	すし銚子丸 酒々井プレミアム・アウトレット店	2013年4月	60
	すし銚子丸 千葉ニュータウン店	2013年10月	78
	江戸前すし百萬石 幸町店	2014年12月	153
	すし銚子丸 松戸岩瀬店	2015年8月	70
	すし銚子丸 大網白里店	2018年3月	86
	すし銚子丸 雅 イオンスタイル幕張ベイパーク店	2019年4月	71
	すし銚子丸 雅 習志野店	2019年7月	104
	すし銚子丸 雅 テラスモール松戸店	2019年10月	78
	すし銚子丸 コトエ流山おおたかの森店	2022年4月	71
	すし銚子丸 宮野木店	2022年12月	80
東京都 (35店舗)	すし銚子丸 みずえ店	2001年10月	90
	すし銚子丸 南小岩店	2001年12月	88
	すし銚子丸 竹の塚店	2002年7月	79
	すし銚子丸 立石店	2002年9月	94
	すし銚子丸 赤羽店	2002年10月	77
	すし銚子丸 西新井店	2003年12月	92
	すし銚子丸 宇喜田店	2004年1月	78
	すし銚子丸 保木間店	2004年6月	79
	すし銚子丸 光が丘店	2004年8月	78
	すし銚子丸 豊玉南店	2004年9月	93
	すし銚子丸 高島平店	2004年10月	81
	すし銚子丸 大泉インター店	2004年12月	77
	すし銚子丸 亀戸店	2005年3月	78
	すし銚子丸 綾瀬店	2005年4月	92
	すし銚子丸 板橋東新町店	2005年4月	78
	すし銚子丸 南大泉店	2005年9月	79
	すし銚子丸 花小金井店	2006年7月	70
	すし銚子丸 町田店	2008年6月	81
	すし銚子丸 多摩ニュータウン店	2008年8月	61
	すし銚子丸 立川店	2008年9月	66
	すし銚子丸 八王子店	2010年7月	96
	すし銚子丸 大井店	2010年12月	81
	すし銚子丸 調布店	2011年4月	86
	すし銚子丸 経堂店	2011年12月	70
	すし銚子丸 日野店	2014年1月	71
	すし銚子丸 武蔵小金井店	2014年7月	74
	すし銚子丸 三鷹新川店	2015年4月	67
	すし銚子丸 杉並宮前店	2015年6月	70
	すし銚子丸 東大和店	2016年3月	76
	すし銚子丸 南千住店	2016年4月	77
すし銚子丸 木場店	2016年9月	78	

所在地	店舗名	開店年月	客席数(席)
東京都 (35店舗)	すし銚子丸 狛江店	2016年11月	72
	すし銚子丸 雅 アリオ亀有店	2019年4月	85
	すし銚子丸 小石川店	2022年6月	97
	鯨Yasuke 豊洲千客万来店	2024年3月	130
埼玉県 (10店舗)	すし銚子丸 南越谷店	2005年3月	78
	すし銚子丸 ひばりが丘店	2006年1月	75
	すし銚子丸 北浦和店	2006年10月	75
	すし銚子丸 上尾店	2009年7月	96
	すし銚子丸 川口店	2009年11月	71
	すし銚子丸 所沢店	2009年12月	76
	すし銚子丸 川越店	2012年2月	78
	すし銚子丸 見沼店	2017年3月	74
	すし銚子丸 春日部ふじ通り店	2022年4月	58
	すし銚子丸 草加花栗店	2022年12月	105
神奈川県 (5店舗)	すし銚子丸 横浜都筑店	2008年9月	101
	すし銚子丸 日吉店	2008年10月	92
	すし銚子丸 川崎中原店	2013年12月	96
	すし銚子丸 武蔵小杉店	2015年7月	49
	すし銚子丸 横浜六ツ川店	2023年6月	88

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画を策定しております。なお、2024年5月15日現在における重要な設備の新設、改修、除却の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

2025年2月期においては、人件費をはじめ様々な経費の上昇に耐え得る収益性を確保するために、「店舗規模」「回転率」をより重視することとし、3店舗の出店を計画しております。

なお、出店する場合の投資金額は場所等の条件に応じて90百万円から1億20百万円程度(敷金及び保証金を含む)が見込まれます。また、投資金額は自己資金の充当を予定しております。

(2) 重要な改修

2025年2月期においては、席数増加・作業性・イメージアップ・省力化を重視した3店舗の大規模改装を計画しております。

なお、改装する場合の投資金額は店舗の状態に応じて80百万円から1億円程度が見込まれます。また、投資金額は自己資金の充当を予定しております。

(3) 重要な除却

重要な設備の除却に該当する計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2024年5月15日)	提出日現在発行数(株) (2024年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,518,000	14,518,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	14,518,000	14,518,000		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1[財務諸表等] (1)[財務諸表] [注記事項]」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年11月16日 (注)1	11,614,400	14,518,000	-	315,950	-	236,829
2022年9月13日 (注)2	-	14,518,000	215,950	100,000	-	236,829

- (注)1 . 2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月15日を基準日として、2018年11月16日付で普通株式1株を5株に分割しております。
- 2 . 2022年8月4日開催の第45回定時株主総会決議に基づき、2022年9月13日を効力発生日として、資本金215,950千円減少させ、その他資本剰余金に振替えております。

(5) 【所有者別状況】

2024年 5月15日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	21	59	25	8	7,986	8,100	-
所有株式数(単元)	-	166	971	39,623	2,573	17	101,781	145,131	4,900
所有株式数の割合(%)	-	0.12	0.67	27.30	1.77	0.01	70.13	100.00	-

(注) 自己株式794,413株は「個人その他」に7,944単元及び「単元未満株式の状況」に13株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2024年 5月15日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社オール・エム	千葉県東金市南上宿19- 5	3,920,000	28.56
堀地 かなえ	千葉市稲毛区	2,298,600	16.75
堀地 ヒロ子	千葉市美浜区	1,924,400	14.02
堀地 元	千葉市美浜区	256,000	1.87
銚子丸社員持株会	千葉市美浜区浜田二丁目39番地	133,300	0.97
J.P.Morgan Securities plc (常任代理人 JPモルガン証券株式会社)	25 Bank Street Canary Wharf London UK (東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号 東京ビルディング)	69,136	0.50
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH - PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	787 7TH AVENUE, NEW YORK, NEW YORK (東京都中央区日本橋3丁目 11- 1)	64,400	0.47
ML INTL EQUITY DERIVATIVES (常任代理人 B o f A証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目 4- 1 日本橋一丁目三井ビルディング)	55,600	0.41
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	39,858	0.29
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	27,697	0.20
計		8,788,991	64.04

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年5月15日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 794,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,718,700	137,187	-
単元未満株式	普通株式 4,900	-	-
発行済株式総数	14,518,000	-	-
総株主の議決権	-	137,187	-

【自己株式等】

2024年5月15日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 銚子丸	千葉県美浜区浜田二丁目39番地	794,400	-	794,400	5.47
計		794,400	-	794,400	5.47

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	77	134,919
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年7月16日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の行使としての処分)	25,150	27,393,650	650	747,900
保有自己株式数	794,413	-	793,763	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年7月16日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、期末配当のみ年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であります。

当社の利益配分に関する方針は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に臨機に対応すべく、市場ニーズに応える出店戦略の展開並びに商品・店舗設備の更なる充実を図るための有効投資に充当することとし、今迄以上にブランドとコスト競争力の向上に努めてまいり所存であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり12円の期末配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は15.3%となりました。

なお当社は、毎年8月31日を基準日として取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。但し、第48期は決算期を変更する期となるため、移行措置として、中間配当の基準日は2024年11月15日としております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2024年8月8日 定時株主総会決議	164,683	12.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスには、グローバル・スタンダード（国際標準）の潮流のなか、国際的なルールの下で、透明性、公平性、スピードが強く要求されております。当社は、業容の拡大とともに株主尊重の方針を掲げ、株主の期待に応えるべく、健全かつ透明性が高く、経営環境の激しい変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を確立することが、企業の意思決定の最高機関である株主総会から経営を付託されている企業経営者の重要な課題であると認識しており、これをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制については、取締役会を中心に、監査等委員会、内部監査室、会計監査人等の連携により構成されております。

当社の取締役会は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）で構成されております。取締役会は原則として月1回の定例取締役会が開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営に関する重要事項の報告及び決議を行っております。

当社の監査等委員会は、提出日現在、監査等委員である社外取締役4名（全員独立社外取締役・うち常勤の監査等委員である取締役1名）で構成されております。監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席して意見を述べるとともに、内部監査室と連携し、必要に応じ指示を行い、リスク管理体制の構築・運用状況の監査を行っております。さらに、監査等委員会を定期的に開催し、監査等委員である取締役間での情報・意見交換を行い経営監視機能の向上を図っております。

当社の報酬委員会は、提出日現在、独立社外取締役5名、代表取締役社長で構成されております。報酬委員会は、取締役会決議により委任された代表取締役社長が起案した個人別の報酬額案に対して答申を行っております。

当社の経営会議は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、部長その他取締役社長に指名された者15名で構成されております。経営会議は原則として月1回の定例会議が開催され、経営に関する重要事項の情報共有及び取締役会上程事項の報告及び審議を行っております。

当社の危機管理委員会は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、部長その他取締役社長に指名された者12名で構成されております。危機管理委員会は、年2回の定例委員会が開催され、必要に応じて臨時委員会を開催しており、各部門から報告されたリスクに関する情報を共有し、当社の企業活動における具体的なリスクを特定するとともに、対策等について協議・決定を行っております。

当社のコンプライアンス委員会は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、部長その他取締役社長に指名された者12名で構成されております。コンプライアンス委員会は、年2回定例委員会が開催され、必要に応じて臨時委員会を開催しており、コンプライアンス体制の整備、維持、向上を図っております。

当社のSDGs委員会は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、部長その他取締役社長に指名された者12名で構成されております。SDGs委員会は、年4回定例委員会が開催され、必要に応じて臨時委員会を開催しております。また、同委員会内に環境部会、食文化部会、人材部会を設置し、SDGs委員会とは別に必要に応じて開催しております。SDGs委員会は、各部会から報告されたSDGsに関する情報を共有し、当社におけるSDGsに関係する活動を全社的に推進するとともに、当該活動を通じて様々な社会・環境問題の解決に寄与することで、社会との共創の実現を図っております。

なお、機関ごとの構成員は次のとおりであります。（ は議長・委員長を、 はオブザーバーを表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	報酬委員会	経営会議	危機管理委員会	コンプライアンス委員会	SDGs委員会
代表取締役社長	石田 満		-					
取締役副社長	石井 憲	○	-	-	○	○	○	○
専務取締役 営業本部長	堀地 元	○	-	-	○	○	○	○
取締役	堀地かなえ	○	-	-	○	○	○	○
社外取締役	柴野 智政	○	-	○	-	-	-	-

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	報酬委員会	経営会議	危機管理委員会	コンプライアンス委員会	SDGs委員会
社外取締役 監査等委員	永井 俊秀	○						
社外取締役 監査等委員	登 三樹夫	○	○	○	-	-	-	-
社外取締役 監査等委員	粟谷 しのぶ	○	○	○	-	-	-	-
社外取締役 監査等委員	大塚 万紀子	○	○	○	-	-	-	-
部長その他 取締役社長に 指名された者	他15名	-	-	-	○ 15名	○ 12名	○ 12名	○ 12名

□．企業統治の体制を採用する理由

監査等委員会設置会社は、取締役会の活性化及び迅速な意思決定による効率的な経営システムの実現と、監査等委員である取締役による客観的・中立的監視のもとで経営の透明性と適法性の十分な確保を可能とする企業統治の体制であるものと判断しております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を年14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	石田 満	14回	14回
取締役会長	堀地 ヒロ子	14回	8回
常務取締役 営業本部長	堀地 元	14回	14回
取締役 管理本部長	仁科 善生	14回	14回
取締役 人財戦略本部長	佐々木 秀信	14回	14回
取締役 営業本部長補佐	阿部 豊一	11回	11回
社外取締役	柴野 智政	14回	13回
社外取締役 監査等委員（常勤）	永井 俊秀	14回	14回
社外取締役 監査等委員	中嶋 克久	3回	3回
社外取締役 監査等委員	守屋 達雄	3回	3回
社外取締役 監査等委員	大島 有紀子	14回	14回
社外取締役 監査等委員	登 三樹夫	14回	14回
社外取締役 監査等委員	粟谷 しのぶ	11回	11回
社外取締役 監査等委員	大塚 万紀子	11回	11回

- (注) 1. 阿部豊一氏は、2023年8月4日開催の定時株主総会にて、新任の取締役として選任されているため、選任以降に開催された取締役会を対象としております。
2. 粟谷しのぶ氏及び大塚万紀子氏は、2023年8月4日開催の定時株主総会にて、新任の社外取締役(監査等委員)として選任されているため、選任以降に開催された取締役会を対象としております。
3. 中嶋克久氏及び守屋達雄氏は2023年8月4日開催の定時株主総会終了をもって、社外取締役(監査等委員)を退任したため、退任以前に開催された取締役会を対象としております。
4. 堀地ヒロ子氏は、2024年5月22日に逝去により取締役を退任しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、主に決算及び月次業績のモニタリング、コンプライアンス施策、内部統制システムの整備と運用状況の確認及び従業員のストックオプションの決定等について、議論、審議の上、執行決定しております。なお、サステナビリティに関する内容については、執行部門の最高意思決定機関である経営会議の直下に設置したSDGs委員会を中心として、サステナビリティに関する方針や「マテリアリティ」などの重要課題について協議検討等を行い、その状況を適宜取締役会に報告しております。

報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を年1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	石田 満	1回	1回
取締役会長	堀地 ヒロ子	1回	1回
社外取締役	柴野 智政	1回	1回
社外取締役 監査等委員(常勤)	永井 俊秀	1回	1回
社外取締役 監査等委員	大島 有紀子	1回	1回
社外取締役 監査等委員	登 三樹夫	1回	1回
社外取締役 監査等委員	粟谷 しのぶ	1回	1回
社外取締役 監査等委員	大塚 万紀子	1回	1回

報酬委員会における具体的な検討内容としては、取締役の報酬額について審議しております。

企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を構築するため、内部統制の基本方針を定めております。取締役社長は、内部統制の整備に関する最高責任を負い、本基本方針に基づく必要な社内規程等の整備、運用を徹底するとともに、基本方針及び社内規程等を状況変化に応じて適宜見直すことにより、内部統制の実効性の維持向上を図っております。

当社の内部統制の基本方針は、以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び、「経営理念」等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。

取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・定款・取締役会決議及び「組織規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行するものとする。

コンプライアンス体制の基礎として、取締役社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス管理規程」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。

取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、遅滞なく監査等委員会及び取締役会に報告するものとする。

法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度（ホットライン）に基づきその運用を行うこととする。

取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、取締役社長及び監査等委員会にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。

監査等委員会は、必要があると認めるときは、内部監査室に対して調査を求め、またはその職務の執行について具体的に指示するものとする。また、監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理するものとする。

上記の文書等は、取締役が常時、閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理規程」の徹底を図るとともに、必要なりスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。

地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取り扱い商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理規程」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」の定めるところに従い管理するものとする。

経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。

取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、業務執行取締役及び部室長等が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、職務執行に関する基本的事項や経営課題について討議し、取締役社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

取締役会の決定に基づく職務執行については「組織規程」「稟議規程」において各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定め明確化を図ることとする。

e. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）及び使用人から監査等委員会補助者の任命を求めることができるものとする。

f. 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会補助者の独立性を確保するため、当該補助者の人事異動及び評価については監査等委員会の意見を尊重するものとする。

g. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会補助者は、監査等委員会に係る業務については監査等委員会の指示のみに従い、監査等委員以外の取締役の指揮・命令を受けないものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。

h. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項について、適時適切に監査等委員会に報告するものとする。

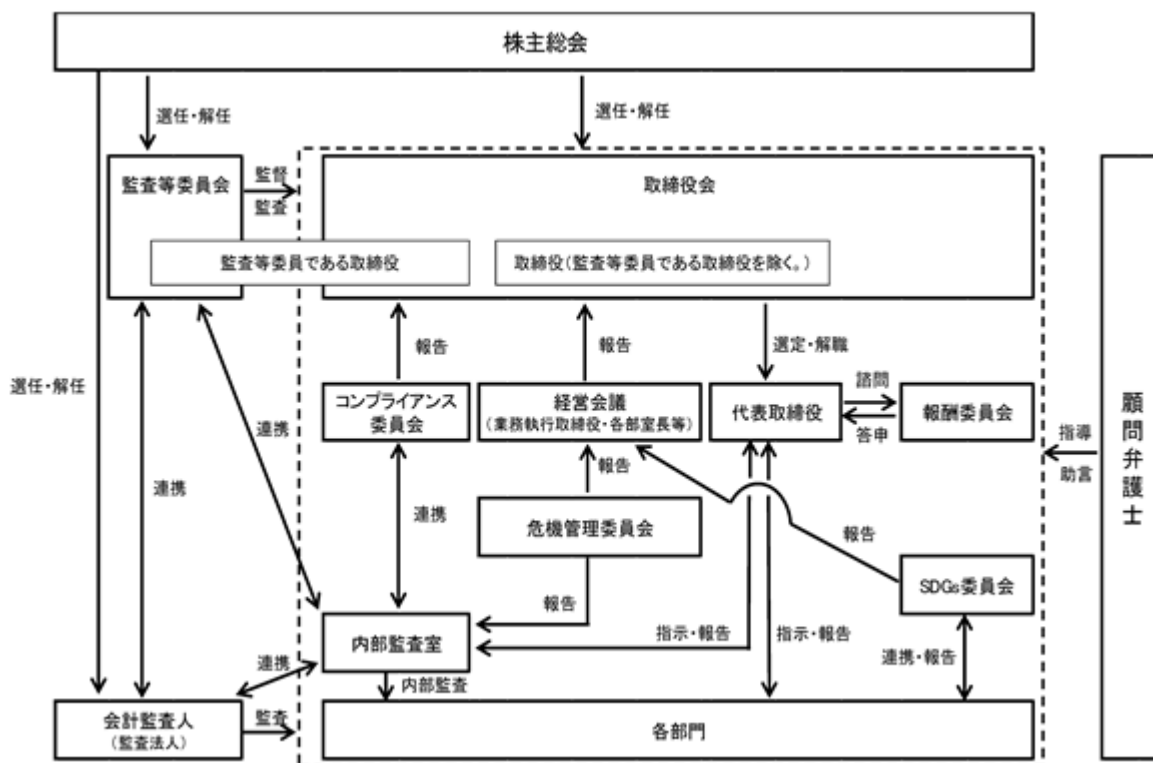
監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとする。

i. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- j. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- k. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役、取締役及び会計監査人と各々、必要に応じ意見交換会を開催できるものとする。
内部監査室は、監査等委員会との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るものとする。
監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとする。
- l. 反社会的勢力排除に向けた体制
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。
- m. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

なお、業務執行・経営の監視の仕組み及び内部統制システムの整備状況の模式図は、次のとおりであります。



ロ. リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理体制

上記「イ. 内部統制システムの整備の状況」の「内部統制の基本方針 c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載のとおりであります。

b. コンプライアンス体制

上記「イ. 内部統制システムの整備の状況」の「内部統制の基本方針 a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載のとおりであります。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役柴野智政、永井俊秀、登三樹夫、栗谷しのぶ及び大塚万紀子の各氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、責任限定契約の適用は社外取締役が責任の原因となった職務について、善意かつ重大な過失のないときに限られます。

役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合には、填補の対象としないこととしております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することのできる旨を定款に定めております。

ロ．中間配当

株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ハ．責任免除に関する事項

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

これは取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性3名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	石田 満	1956年1月20日生	1978年4月 亀有信用金庫入庫 1995年12月 株式会社シチエ(現株式会社ゲオ)入社 1998年10月 オーケー株式会社入社 2003年6月 同社取締役店舗運営本部長 2006年5月 同社取締役管理本部長 2010年8月 株式会社ウェアハウス(現株式会社ゲオ)入社 2011年6月 同社代表取締役 2014年1月 当社入社 2014年2月 当社執行役員経営企画部長 2014年8月 当社代表取締役社長(現任)	(注)5	25,000
取締役 副社長	石井 憲	1965年12月26日生	1988年4月 株式会社京樽入社 2016年3月 同社執行役員商品本部長 2018年9月 株式会社吉野家ホールディングス 執行役員 株式会社北日本吉野家代表取締役社長 2019年9月 株式会社京樽代表取締役社長 2023年9月 当社入社 社長室長 2024年8月 当社取締役副社長(現任)	(注)5	-
専務取締役	堀地 元	1968年12月21日生	1992年4月 当社入社 2000年1月 当社事業部長 2004年1月 当社常務取締役 2018年9月 当社常務取締役営業本部長 2024年8月 当社専務取締役(現任)	(注)5	256,000
取締役	堀地かなえ	1978年1月4日生	2000年8月 有限会社オール・エム取締役 2003年5月 当社入社 2003年8月 株式会社オール・エフ設立 代表取締役 2011年1月 株式会社グリーン・エステート設立 代表取締役(現任) 2016年6月 有限会社オール・エム代表取締役(現任) 2024年8月 当社取締役(現任)	(注)5	2,298,600
取締役	柴野 智政	1971年1月18日生	1993年4月 ポストン・コンサルティング・グループ入社 2002年9月 サントリー株式会社入社 2002年12月 株式会社エイチ・ビー・アイ(現サントリー マーケティング&コマース株式会社)転籍 取締役 2004年4月 同社常務取締役 2008年1月 株式会社サザビーリーグ入社 2009年9月 ポストン・コンサルティング・グループ入社 2013年2月 カフェ・カンパニー株式会社入社 専務取締役 2016年8月 T's Planning設立 代表(現任) 2017年5月 株式会社おいしいプロモーション(現オイ シーズ株式会社)代表取締役 2022年8月 当社社外取締役(現任) 2023年3月 スターバックスコーヒージャパン株式会社戦 略本部長(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
-----	----	------	----	----	--------------

<p>取締役 (監査等委員)</p>	<p>永井 俊秀</p>	<p>1956年1月12日生</p>	<p>1978年4月 千葉県庁入庁 2007年4月 同庁健康福祉部医療整備課長 2009年4月 同庁健康福祉部健康福祉政策課長 2011年4月 同庁総務部次長 2012年4月 同庁千葉県病院局副病院局長 2014年4月 同庁千葉県人事委員会事務局長 2016年4月 千葉県国民健康保険団体連合会 常務理事 2018年4月 公益財団法人千葉県文化振興財団 理事長 2022年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p>	<p>(注)6</p>	<p>-</p>
<p>取締役 (監査等委員)</p>	<p>登 三樹夫</p>	<p>1965年10月4日生</p>	<p>1989年8月 英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 1994年6月 公認会計士芦澤保夫事務所 入所 1996年12月 登公認会計士事務所設立 代表就任(現任) 2001年4月 爽監査法人 代表社員(現任) 2011年7月 税理士法人みなと東京会計 代表社員(現任) 2022年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p>	<p>(注)6</p>	<p>-</p>
<p>取締役 (監査等委員)</p>	<p>粟谷 しのぶ</p>	<p>1980年5月13日生</p>	<p>2003年4月 株式会社トブコン入社 2010年12月 第二東京弁護士会登録 2010年12月 コスモス法律事務所入所 2016年1月 水野泰孝法律事務所入所 2017年6月 農林水産省食料産業局食品製造課 非常勤職員 2018年10月 一般財団法人食品安全マネジメント協会 マネージャー 2020年2月 弁護士法人戸野・田並法律事務所(現弁護士法人戸野・田並・小佐田法律事務所)入所 2022年1月 国立研究開発法人産業技術総合研究所 客員研究員(現任) 2023年4月 豊島総合法律事務所入所(現任) 2023年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年4月 東京大学大学院法学政治学研究科附属 ビジネスロー・比較法政研究センター 特任研究員(現任)</p>	<p>(注)6</p>	<p>-</p>

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	大塚 万紀子	1978年5月15日生	2003年4月 楽天株式会社入社	(注)6	-
			2006年1月 株式会社日本アンチエイジング研究所入社		
			2006年11月 株式会社ワーク・ライフバランス入社		
			2008年4月 厚生労働省「ワークライフバランス事業」 検討委員		
			2012年4月 情報化推進国民会議「少子高齢社会における 課題解決に向けて」特別委員会委員		
			2014年4月 内閣府「総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会」委員		
			2014年4月 金沢工業大学虎ノ門大学院客員教授		
			2015年10月 三重県「男女がいいきと働いている企業」 知事表彰選考委員		
			2017年4月 農林水産省「働く人も企業もいいき食品産 業の働き方改革検討会」委員		
			2017年8月 神奈川県地方創生推進会議評価部会 委員(現任)		
			2017年10月 株式会社ワーク・ライフバランス 取締役(現任)		
			2019年4月 農林水産省食品戦略会議委員		
			2022年10月 経済産業省中小企業庁人財戦略会議委員		
			2022年12月 パシフィックコンサルタンツ株式会社 社外取締役(現任)		
2022年12月 東京都住宅供給公社非常勤理事(現任)					
2023年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)					
計					2,579,600

- (注) 1. 取締役堀地かなえは、専務取締役堀地元の配偶者であります。
2. 柴野智政、永井俊秀、登三樹夫、粟谷しのぶ及び大塚万紀子は、社外取締役です。
3. 大塚万紀子氏の戸籍上の氏名は、伊藤万紀子であります。
4. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長：永井俊秀 委員：登三樹夫 委員：粟谷しのぶ 委員：大塚万紀子
5. 2024年8月8日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
6. 2024年8月8日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名で、内4名は監査等委員である取締役であります。
当社は、社外取締役の独立性の判断基準を次のとおり定めております。

社外取締役の独立性に関する基準

株式会社銚子丸（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同じ。）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

当社を主要な取引先とする者

当社を主要な取引先とする会社の取締役等

当社の主要な取引先である者

当社の主要な取引先である会社の取締役等

当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

当社の10%以上の議決権を保有する会社の取締役等

当社が10%以上の議決権を保有する会社の取締役等

当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者

当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者

当社の業務執行取締役、常勤監査等委員（常勤監査等委員を選定している場合に限る）が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の取締役等

上記 ~ に直近事業年度において該当していた者

当社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

(注) 1. 本独立性基準 及び において、「当社を主要な取引先とする者（または会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（または会社）」をいう。

2. 本独立性基準 、 、 、 及び において、「取締役等」とは、「業務執行取締役、執行役員、執行役員または支配人その他の使用人である者」をいう。

3. 本独立性基準 及び において、「当社の主要な取引先である者（または会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（または会社）」をいう。

4. 本独立性基準 、 、 及び において、「一定額」とは、「年間1,000万円」であることをいう。

社外取締役5名は、上記の基準に照らし合わせて高い独立性を有しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、全員を株式会社東京証券取引所に独立役員として指定する旨の届け出をしております。

社外取締役は、それぞれの専門的見地と豊富な経験から取締役会において経営全般への助言を行っております。また監査等委員である社外取締役は、上記のほか、監査等委員会において他の監査等委員である取締役と連携して監査を行い、年間を通じて当社経営に対する監督、監査を実施する役割を担っております。

社外取締役柴野智政氏は、T's Planningの代表、並びにスターバックスコーヒージャパン株式会社の戦略本部長を兼職しております。なお、当社はT's Planning、並びにスターバックスコーヒージャパン株式会社との間には特別の関係はありません。同氏は、当事業年度開催の取締役会には14回中13回出席し、会社経営者として長年培ってきた豊富な経験・見地から、特に外食事業に対して有益な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査等委員である社外取締役永井俊秀氏は、常勤の監査等委員である社外取締役であります。同氏は、当事業年度開催の取締役会には14回中14回、監査等委員会には18回中18回出席いたしました。主に行政官及び公益財団法人経営経験者として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社のコーポレート・ガバナンスに関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、常勤の監査等委員として、経営会議等の主要な会議にオブザーバーとして毎回参加し、必要に応じて

意見を述べるとともに、当社の経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、監査等委員会における監査全体のまとめ役としての役割を果たしております。

監査等委員である社外取締役登三樹夫氏は、登公認会計士事務所の代表、爽監査法人の代表社員及び税理士法人みなと東京会計の代表社員を兼職しております。なお、当社は登公認会計士事務所、爽監査法人並びに税理士法人みなと東京会計との間には特別の関係はありません。同氏は、当事業年度開催の取締役会には14回中14回、監査等委員会には18回中18回出席いたしました。主に公認会計士及び税理士として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社の財務・会計及び税務に関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査等委員である社外取締役栗谷しのぶ氏は、国立研究開発法人産業技術総合研究所客員研究員、豊島総合法律事務所の弁護士及び東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センターの特任研究員を兼職しております。なお、当社は国立研究開発法人産業技術総合研究所、豊島総合法律事務所、並びに東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センターとの間には特別の関係はありません。同氏は、2023年8月4日就任以降に開催された取締役会には11回中11回、監査等委員会には13回中13回出席いたしました。主に弁護士として長年培ってきた豊富な経験・見地から、当社のコンプライアンス上有用な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査等委員である社外取締役大塚万紀子氏は、神奈川県地方創生推進会議評価部会委員、株式会社ワーク・ライフバランスの取締役、パシフィックコンサルタンツ株式会社の社外取締役及び東京都住宅供給公社非常勤理事を兼職しております。なお、当社は株式会社ワーク・ライフバランスとコンサルティング契約を締結しておりますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。また、神奈川県、パシフィックコンサルタンツ株式会社、並びに東京都住宅供給公社との間には特別の関係はありません。同氏は、2023年8月4日就任以降に開催された取締役会には11回中11回、監査等委員会には13回中13回出席いたしました。ワークライフバランスと働き方改革の専門家として長年培ってきた豊富な経験・見地から、特に働き方、多様性、女性活躍推進に関して有用な情報提供、発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会は定期的に内部監査部門である内部監査室や監査法人との情報及び意見交換を行い、密接な連携を保ち、法令等の遵守及びリスク管理等に関する内部統制システムの有効性を確認するとともに、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち常勤の監査等委員である取締役1名）により構成されております。常勤の監査等委員で社外取締役である永井俊秀氏は、行政出身者で、長年内部管理部門に携わった者であります。また、社外取締役である登三樹夫氏は、公認会計士と税理士の資格を有し、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。更に社外取締役である栗谷しのぶ氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。加えて、社外取締役である大塚万紀子氏は、働き方改革・ワークライフバランス関連分野に関する知見を有し、政府地公体等の各種会議における有識者委員等を歴任している者であります。

監査等委員会は、月1回の定期開催の他に、必要に応じて随時に開催しております。当事業年度は18回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりであります。なお、栗谷しのぶ氏及び大塚万紀子氏は、2023年8月4日開催の定時株主総会にて、新任の社外取締役（監査等委員）として選任されているため、選任以降に開催された監査等委員会を対象としております。また、中嶋克久氏及び守屋達雄氏は2023年8月4日開催の定時株主総会終了をもって、社外取締役（監査等委員）を退任したため、退任以前に開催された監査等委員会を対象としております。更に、大島有紀子氏は2024年8月8日開催の定時株主総会終了をもって、社外取締役（監査等委員）を退任しております。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役 監査等委員（常勤）	永井 俊秀	18回	18回
社外取締役 監査等委員	中嶋 克久	5回	5回
社外取締役 監査等委員	守屋 達雄	5回	5回
社外取締役 監査等委員	大島 有紀子	18回	18回
社外取締役 監査等委員	登 三樹夫	18回	18回
社外取締役 監査等委員	栗谷 しのぶ	13回	13回
社外取締役 監査等委員	大塚 万紀子	13回	13回

監査等委員会においては、監査方針・監査計画の策定や、監査報告書の作成をはじめ、監査等委員以外の取締役の選任議案や役員報酬、会計監査人の選解任または不再任に関する事項、会計監査人の報酬額に対する同意等を主な検討事項としております。

その他、当事業年度においては、本社業務監査の結果や店舗往査の結果を踏まえた意見、更には会計監査人に対する評価結果を執行部に提出しました。

また、各監査等委員の活動状況としては、取締役会への出席をはじめ、会計監査人の四半期レビュー・期末監査の結果講評への立会いや監査法人と内部監査室との三様監査連絡会への出席、更には、本社業務に係る監査を実施しております。

一方、常勤の監査等委員の活動としては、上記の活動の他、オブザーバーとして経営会議等の主要な会議へ出席し必要に応じて意見を述べるとともに、稟議書や重要な会議の議事録などの閲覧、店舗への往査などを実施しており、これらにより得た情報を、他の監査等委員へ情報提供するなど監査等委員会における監査全体のまとめ役としての役割を果たしております。

なお、内部監査室と監査等委員会、会計監査人とは意見交換会を定期的かつ必要に応じて開催し、相互の情報交換、意見交換を行う等、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

内部監査の状況

当社は取締役社長直轄の内部監査部門として内部監査室（1名）を設置しており、内部監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査結果は速やかに取締役社長へ報告され、不備事項については取締役社長承認の下、関係部署に説明・指導を徹底することで不備事項の改善に役立てております。

これらの内部監査に係る状況につきましては、監査等委員会に随時報告するほか、意見交換会において監査等委員会、会計監査人と相互に情報交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

18年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 : 堀井 秀樹、城市 武志

(注) 継続監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等6名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、当社の事業内容を熟知していることに加え、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」等を参考に、品質管理の体制、監査チームの独立性・専門性、監査報酬の妥当性、監査等委員及び経営者等とのコミュニケーションの有効性並びに不正リスクへの対応の適切性等を総合的に勘案した上で、監査法人を選定しております。

その結果、EY新日本有限責任監査法人の監査方法と結果を相当と認め、当社の会計監査人として再任しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して、品質管理をはじめ監査チームの独立性や専門性等について、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」に基づいて質問、照会し、この回答内容を踏まえて監査法人と意見交換をした結果、会計監査人として、職務の遂行が適正に行われることを確保する体制が整備されていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
23,000	-	24,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(アーンスト・アンド・ヤング)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査業務に係る公認会計士及びその他補助者の監査時間数等を勘案の上定めております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表しています「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づいて、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、前事業年度の監査計画における監査時間と実績とを対比する等の分析を通じて、当事業年度の監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について検討した結果、会計監査人の報酬等の額が妥当と認められたことから同意したものであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

株式会社銚子丸（以下、「当社」という。）の取締役の報酬は、短期のみならず中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、多様で優秀な人材を確保できるよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会の決議により定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額の範囲内において、業績、役位ごとの職責、貢献度、経営環境、同業他社及び他業種同規模他社の報酬水準、並びに従業員に対する処遇との整合性等を考慮しながら、定時株主総会終了後速やかに決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるための中長期的なインセンティブとして、株主総会の決議により定められた取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬限度額の範囲内において、業績、役位ごとの職責、貢献度、経営環境、同業他社及び他業種同規模他社の報酬水準、並びに従業員に対する処遇との整合性等を考慮しながら、定時株主総会終了後1か月以内に開催する取締役会で決定するものとする。

d. 基本報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、後述f.の報酬委員会において検討を行う。取締役会（後述e.の委任を受けた代表取締役社長）は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額の決定について委任を受けるものとする。当該権限を適切に行行使するため、代表取締役社長は個人別の報酬額案を起案し、報酬委員会にこれを諮問して答申を得るものとし、当該答申内容を尊重して決定することとする。

非金銭報酬は、代表取締役社長が個人別の割当株式数案を起案し、報酬委員会にこれを諮問して答申を得るものとし、当該答申内容を踏まえて取締役会で決議することとする。

なお、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

f. 報酬委員会に関する事項

報酬委員会は、独立社外取締役全員、代表取締役社長及び取締役会長で構成するものとし、委員長は独立社外取締役のうち1名をもって選任するものとする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額として年額100,000千円以内と決議いただいております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	退職 慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	120,450	120,450	-	-	-	-	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-	-	-
社外役員	27,700	27,700	-	-	-	-	8

- (注) 1. 上表には、2023年8月4日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)2名(うち社外取締役2名)を含んでおります。
2. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。さらに、上記報酬枠とは別枠で、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の限度額として年額100,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名(うち、社外取締役0名)です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年8月2日開催の第41回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名(うち、社外取締役4名)です。
5. 取締役会は、代表取締役石田満に対し、各取締役(監査等委員を除く)の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会に諮問し、答申内容を踏まえて決定しております。

役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年5月16日から2024年5月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しセミナーへの参加・機関紙の購読等情報収集を行っております。このほか、監査法人をはじめとする各種団体が主催するセミナーに適宜参加し、社内での情報共有を図っております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月15日)	当事業年度 (2024年5月15日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,180,759	6,585,878
売掛金	839,219	973,790
原材料及び貯蔵品	224,772	265,700
前払費用	92,528	86,944
未収還付法人税等	151,295	-
その他	182,001	163,266
流動資産合計	7,670,576	8,075,579
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,310,959	1,754,621
構築物（純額）	31,469	36,956
車両運搬具（純額）	2,399	8,322
工具、器具及び備品（純額）	682,137	745,829
土地	71,907	71,907
建設仮勘定	96,311	951
有形固定資産合計	2,195,184	2,618,588
無形固定資産		
ソフトウェア	23,933	236,928
ソフトウェア仮勘定	77,046	112,936
その他	5,660	4,231
無形固定資産合計	106,639	354,096
投資その他の資産		
投資有価証券	-	20,000
出資金	140	140
関係会社株式	-	306,702
長期前払費用	13,734	7,714
繰延税金資産	366,867	447,684
敷金及び保証金	858,705	845,503
その他	190,992	166,820
投資その他の資産合計	1,430,439	1,794,565
固定資産合計	3,732,264	4,767,250
資産合計	11,402,841	12,842,830

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月15日)	当事業年度 (2024年5月15日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	675,610	658,450
短期借入金	192,000	198,000
資産除去債務	6,640	-
未払金	1,445,304	1,422,354
未払法人税等	-	454,232
預り金	108,675	131,160
契約負債	7,719	29,085
前受収益	13,621	17,190
賞与引当金	89,000	89,000
株主優待引当金	23,687	24,457
ポイント引当金	-	8,283
流動負債合計	2,562,259	3,032,214
固定負債		
長期末払金	153,000	153,000
資産除去債務	310,808	339,152
その他	9,000	9,000
固定負債合計	472,808	501,152
負債合計	3,035,067	3,533,366
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	236,829	236,829
その他資本剰余金	232,931	241,418
資本剰余金合計	469,761	478,248
利益剰余金		
利益準備金	150	150
その他利益剰余金		
別途積立金	150	150
繰越利益剰余金	8,469,656	9,378,848
利益剰余金合計	8,469,956	9,379,148
自己株式	697,275	676,010
株主資本合計	8,342,442	9,281,386
新株予約権	25,331	28,077
純資産合計	8,367,773	9,309,463
負債純資産合計	11,402,841	12,842,830

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)	当事業年度 (自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)
売上高	19,310,283	21,360,275
売上原価		
原材料期首棚卸高	157,380	209,079
原材料仕入高	8,228,048	8,326,281
合計	8,385,428	8,535,361
原材料期末棚卸高	209,079	254,053
売上原価合計	8,176,348	8,281,307
売上総利益	11,133,934	13,078,967
販売費及び一般管理費	¹ 10,464,546	¹ 11,369,959
営業利益	669,387	1,709,008
営業外収益		
受取利息	977	1,003
協賛金収入	7,660	6,210
仕入割引	2,077	4,773
受取賃貸料	3,443	3,473
受取保険金	6,452	1,382
雇用調整助成金	1,101	108
受取協力金	129,222	-
その他	15,585	11,124
営業外収益合計	166,522	28,076
営業外費用		
支払利息	932	421
支払補償費	100	991
訴訟損失	35,000	-
その他	5,425	29
営業外費用合計	41,457	1,443
経常利益	794,451	1,735,641
特別利益		
固定資産売却益	-	480
新株予約権戻入益	568	2,831
特別利益合計	568	3,312
特別損失		
固定資産除却損	² 14,774	² 23,549
減損損失	³ 10,437	³ 174,198
特別損失合計	25,211	197,748
税引前当期純利益	769,808	1,541,205
法人税、住民税及び事業税	187,117	548,448
法人税等調整額	24,517	80,816
法人税等合計	211,634	467,631
当期純利益	558,174	1,073,574

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年5月16日 至 2023年5月15日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	315,950	236,829	16,981	253,811	150	150	7,993,673	7,993,973
当期変動額								
剰余金の配当							82,191	82,191
当期純利益							558,174	558,174
自己株式の取得								
自己株式の処分								
資本金から剰余金への振替	215,950		215,950	215,950				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	215,950	-	215,950	215,950	-	-	475,983	475,983
当期末残高	100,000	236,829	232,931	469,761	150	150	8,469,656	8,469,956

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	697,275	7,866,459	17,011	7,883,470
当期変動額				
剰余金の配当		82,191		82,191
当期純利益		558,174		558,174
自己株式の取得				-
自己株式の処分				-
資本金から剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	8,319	8,319
当期変動額合計	-	475,983	8,319	484,302
当期末残高	697,275	8,342,442	25,331	8,367,773

当事業年度（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	100,000	236,829	232,931	469,761	150	150	8,469,656	8,469,956
当期変動額								
剰余金の配当							164,382	164,382
当期純利益							1,073,574	1,073,574
自己株式の取得								
自己株式の処分			8,486	8,486				
資本金から剰余金への振替								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	8,486	8,486	-	-	909,191	909,191
当期末残高	100,000	236,829	241,418	478,248	150	150	9,378,848	9,379,148

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	697,275	8,342,442	25,331	8,367,773
当期変動額				
剰余金の配当		164,382		164,382
当期純利益		1,073,574		1,073,574
自己株式の取得	134	134		134
自己株式の処分	21,400	29,887		29,887
資本金から剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	2,745	2,745
当期変動額合計	21,265	938,944	2,745	941,689
当期末残高	676,010	9,281,386	28,077	9,309,463

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)	当事業年度 (自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	769,808	1,541,205
減価償却費	382,505	465,362
減損損失	10,437	174,198
訴訟損失	35,000	-
株式報酬費用	8,888	8,071
新株予約権戻入益	568	2,831
建設協力金と相殺した地代家賃・賃借料	24,909	23,189
賞与引当金の増減額(は減少)	3,000	-
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	2,000	-
受取利息及び受取配当金	977	1,003
支払利息	932	421
有形固定資産売却損益(は益)	-	480
固定資産除却損	14,774	23,549
売上債権の増減額(は増加)	35,447	134,571
棚卸資産の増減額(は増加)	48,367	40,928
仕入債務の増減額(は減少)	39,722	17,159
未払消費税等の増減額(は減少)	145,433	85,457
その他	118,315	242,912
小計	1,223,736	2,367,393
利息及び配当金の受取額	103	174
利息の支払額	969	423
法人税等の還付額	-	113,158
法人税等の支払額	757,003	105,196
訴訟関連損失の支払額	35,000	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	430,867	2,375,106
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	407,519	407,526
定期預金の払戻による収入	407,512	407,519
有形固定資産の取得による支出	923,025	1,225,062
有形固定資産の売却による収入	-	480
無形固定資産の取得による支出	61,059	289,234
投資有価証券の取得による支出	-	20,000
関係会社株式の取得による支出	-	306,702
敷金及び保証金の差入による支出	28,184	21,758
敷金及び保証金の回収による収入	36,387	36,635
建設協力金の支払による支出	40,000	-
資産除去債務の履行による支出	7,573	13,787
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,023,462	1,839,435
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	72,000	6,000
リース債務の返済による支出	4,282	-
自己株式の取得による支出	-	134
ストックオプションの行使による収入	-	27,393
配当金の支払額	82,207	163,817
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,489	130,558
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	607,085	405,112
現金及び現金同等物の期首残高	6,380,324	5,773,239
現金及び現金同等物の期末残高	5,773,239	6,178,351

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～42年

構築物 10～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、翌期以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的としたポイント制度に基づき付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対してその費用負担額をポイント引当金として計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

寿司事業

サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、当社が発行する割引券の一部については、顧客との契約において付与された重要な追加のサービスを取得するオプションであるため、将来に飲食サービスを提供した時、あるいは当該オプションが消滅する時に収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

寿司事業における店舗固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失	10,437	174,198
店舗有形固定資産	1,930,399	2,448,661
店舗無形固定資産	2,166	1,054

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は店舗の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、翌事業年度については取締役会によって承認された予算、その後の期間については過去の実績を加味した売上成長率に基づき算定しております。使用価値の見積りにおける主要な仮定は、翌事業年度の予算における売上高、売上総利益率、人件費率、及び過去の実績を加味した売上成長率であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定のうち、翌事業年度の予算における売上高や過去の実績を加味した売上成長率については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、未知の感染症の拡大や戦争の勃発など想定外の事象等の発生により店舗の収益が悪化した場合、翌事業年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた19,029千円は、「受取賃貸料」3,443千円、「その他」15,585千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年5月15日)	当事業年度 (2024年5月15日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,439,998千円	3,550,840千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度49%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度51%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年5月16日 至 2023年5月15日)	当事業年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)
給料及び手当	5,283,317千円	5,799,877千円
賞与引当金繰入額	89,005	89,000
減価償却費	382,348	465,206
地代家賃及び賃借料	1,493,095	1,490,754
株主優待引当金繰入額	30,194	30,875
ポイント引当金繰入額	-	9,089

2 固定資産除却損

固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)	当事業年度 (自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)
建物	11,550千円	18,761千円
工具、器具及び備品	3,223千円	4,072千円
構築物	-	708千円
その他の無形固定資産	-	7千円

3 減損損失

減損損失の内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都	店舗等	建物等	8,854
千葉県	店舗等	建物等	506
埼玉県	店舗等	建物等	1,075

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初予定していた収益を見込めなくなったことにより、営業損益が継続してマイナスであり回復が見込まれない資産グループについて減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額
建物	6,503千円
工具、器具及び備品	3,934
計	10,437

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、主に店舗を最小単位として、グルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストで割り引いて算定しております。ただし、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度 (自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都	店舗等	建物等	97,272
千葉県	店舗等	建物等	76,925

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初予定していた収益を見込めなくなったことにより、営業損益が継続してマイナスであり回復が見込まれない資産グループについて減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

種類	金額
建物	127,372千円
工具、器具及び備品	46,826
計	174,198

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、主に店舗を最小単位として、グルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストで割り引いて算定しております。ただし、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年5月16日 至 2023年5月15日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	14,518	-	-	14,518
合計	14,518	-	-	14,518
自己株式				
普通株式	819	-	-	819
合計	819	-	-	819

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年8月4日 定時株主総会	普通株式	82,191	6.00	2022年5月15日	2022年8月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年8月4日 定時株主総会	普通株式	164,382	利益剰余金	12.00	2023年5月15日	2023年8月7日

当事業年度（自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	14,518	-	-	14,518
合計	14,518	-	-	14,518
自己株式				
普通株式	819	0	25	794
合計	819	0	25	794

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少25千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 8月 4日 定時株主総会	普通株式	164,382	12.00	2023年 5月15日	2023年 8月 7日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 8月 8日 定時株主総会	普通株式	164,683	利益剰余金	12.00	2024年 5月15日	2024年 8月 9日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)	当事業年度 (自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)
現金及び預金勘定	6,180,759千円	6,585,878千円
預入期間が3か月を超える定期預金	407,519	407,526
現金及び現金同等物	5,773,239	6,178,351

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

店舗における寿司コンベア及び厨房設備（工具、器具及び備品）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月15日)	当事業年度 (2024年5月15日)
1年内	12,360	-
1年超	-	-
合計	12,360	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については納税資金を短期借入金にて調達し、それ以外は自己資金によることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先が信販会社であるため、相手方の債務不履行による信用リスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、満期保有目的の債券であり、投機的取引はございません。

関係会社株式は、主に業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績や財政状態などによる資本価値変動リスクに晒されております。

店舗用地・建物に係る賃貸借取引に伴う敷金及び保証金、建設協力金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが65日以内の支払期日であります。

短期借入金は、納税資金に係る資金調達を目的としたものであり、決算日後1年以内の返済期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2023年5月15日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	858,705	845,090	13,614

当事業年度(2024年5月15日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券 満期保有目的の債券	20,000	19,767	232
敷金及び保証金	845,503	814,293	31,209

(注)1. 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月15日)	当事業年度 (2024年5月15日)
出資金	140	140
関係会社株式	-	306,702

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年5月15日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,180,759	-	-	-
売掛金	839,219	-	-	-
敷金及び保証金	238,998	383,957	139,150	96,600
合計	7,258,976	383,957	139,150	96,600

当事業年度（2024年5月15日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,585,878	-	-	-
売掛金	973,790	-	-	-
敷金及び保証金	192,335	393,518	155,650	104,000
合計	7,752,004	393,518	155,650	104,000

(注) 3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年5月15日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	192,000	-	-	-	-	-
合計	192,000	-	-	-	-	-

当事業年度（2024年5月15日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	198,000	-	-	-	-	-
合計	198,000	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年5月15日)

該当ありません。

当事業年度(2024年5月15日)

該当ありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年5月15日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	845,090	-	845,090

当事業年度(2024年5月15日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券	-	19,767	-	19,767
敷金及び保証金	-	814,293	-	814,293

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

満期保有目的の債券

当社が保有している債券は、取引先金融機関又は証券会社から提示された価格を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2023年5月15日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年5月15日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	20,000	19,767	232
合計	20,000	19,767	232

2. 関連会社株式

前事業年度(2023年5月15日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年5月15日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
関連会社株式	306,702

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年5月16日 至 2023年5月15日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(2023年5月15日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は2019年11月より、従業員の退職給付に充てるため、選択型確定拠出年金制度を採用しております。

2. 当社の確定拠出制度への要拠出額は7,760千円であります。

当事業年度(2024年5月15日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は2019年11月より、従業員の退職給付に充てるため、選択型確定拠出年金制度を採用しております。

2. 当社の確定拠出制度への要拠出額は7,908千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)	当事業年度 (自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)
販売費及び一般管理費	8,888	8,071

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)	当事業年度 (自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)
新株予約権戻入益	568	2,831

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社銚子丸 第1回2019年 新株予約権	株式会社銚子丸 第2回2020年 新株予約権	株式会社銚子丸 第3回2021年 新株予約権
決議年月日	2019年 1月29日	2020年 1月28日	2021年 1月28日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社の使用人 396	当社の使用人 425	当社の使用人 379
株式の種類別の ストック・ オプションの数(株)(注)1	普通株式 55,100	普通株式 59,750	普通株式 54,450
付与日	2019年 2月14日	2020年 2月14日	2021年 2月15日
権利確定条件	権利行使期間開始日(2021年2月15日)まで新株予約権を放棄していないこと。	権利行使期間開始日(2022年2月15日)まで新株予約権を放棄していないこと。	権利行使期間開始日(2023年2月16日)まで新株予約権を放棄していないこと。
対象勤務期間	自 2019年 2月14日 至 2021年 2月14日	自 2020年 2月14日 至 2022年 2月14日	自 2021年 2月15日 至 2023年 2月15日
権利行使期間	自 2021年 2月15日 至 2024年 2月14日	自 2022年 2月15日 至 2025年 2月14日	自 2023年 2月16日 至 2026年 2月15日
新株予約権の数(個)	-	898 [895]	875 [865]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	-	普通株式 44,900 [普通株式 44,750]	普通株式 43,750 [普通株式 43,250]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,047(注)2	1株当たり1,346(注)2	1株当たり 1,092(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,047 資本組入額 524	発行価格 1,346 資本組入額 673	発行価格 1,092 資本組入額 546
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		

	株式会社銚子丸 第4回2022年 新株予約権	株式会社銚子丸 第5回2023年 新株予約権	株式会社銚子丸 第6回2024年 新株予約権
決議年月日	2022年1月27日	2023年1月30日	2024年1月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社の使用人 337	当社の使用人 345	当社の使用人 360
株式の種類別の ストック・ オプションの数(株)(注)1	普通株式 48,450	普通株式 49,600	普通株式 50,500
付与日	2022年2月15日	2023年2月15日	2024年2月15日
権利確定条件	権利行使期間開始日(2024年2月16日)まで新株予約権を放棄していないこと。	権利行使期間開始日(2025年2月16日)まで新株予約権を放棄していないこと。	権利行使期間開始日(2026年2月16日)まで新株予約権を放棄していないこと。
対象勤務期間	自 2022年2月15日 至 2024年2月15日	自 2023年2月15日 至 2025年2月15日	自 2024年2月15日 至 2026年2月15日
権利行使期間	自 2024年2月16日 至 2027年2月15日	自 2025年2月16日 至 2028年2月15日	自 2026年2月16日 至 2029年2月15日
新株予約権の数(個)	856 [856]	947 [947]	1,006 [1,006]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 42,800 [普通株式 42,800]	普通株式 47,350 [普通株式 47,350]	普通株式 50,300 [普通株式 50,300]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,120(注)2	1株当たり 1,131(注)2	1株当たり 1,664(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,120 資本組入額 560	発行価格 1,131 資本組入額 566	発行価格 1,664 資本組入額 832
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		

当事業年度の末日(2024年5月15日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から2024年7月15日にかけて変更された事項については、2024年7月15日における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下、同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
3. 新株予約権者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなす。

- (1) 新株予約権割当契約の規定に違反した場合
 - (2) 当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社をいう。以下同じ）の役員又は従業員、その他これに準ずる社員（嘱託社員、パート社員等をいう。以下同じ）のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社又は当社の関係会社の役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により当社又は当社の関係会社の従業員の地位を喪失した場合、及び当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
 - (3) 当社の取締役会が本新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた事由が生じた場合
 - (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く）の役員、従業員、代理人、嘱託（派遣社員を含む）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントに就いた場合
 - (5) 死亡した場合
 - (6) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
 - (7) 破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合
 - (8) 前各号のいずれかの規定の適用がある場合を除き、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員、その他これに準ずる社員のいずれにも該当しなくなった日から1年経過した場合
 - (9) その他、居住する国又は地域の法令等の制限により、本新株予約権の行使が禁止される場合又はかかる権利行使に際して当社に届出義務等が課される場合
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

（追加情報）

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	株式会社銚子丸 第1回2019年 新株予約権	株式会社銚子丸 第2回2020年 新株予約権	株式会社銚子丸 第3回2021年 新株予約権	株式会社銚子丸 第4回2022年 新株予約権	株式会社銚子丸 第5回2023年 新株予約権	株式会社銚子丸 第6回2024年 新株予約権
権利確定前（株）						
前事業年度末	-	-	-	45,850	49,350	-
付与	-	-	-	-	-	50,500
失効	-	-	-	1,550	2,000	200
権利確定	-	-	-	44,300	-	-
未確定残	-	-	-	-	47,350	50,300
権利確定後（株）						
前事業年度末	44,750	50,050	48,600	-	-	-
権利確定	-	-	-	44,300	-	-
権利行使	18,550	2,900	2,700	1,000	-	-
失効	26,200	2,250	2,150	500	-	-
未行使残	-	44,900	43,750	42,800	-	-

単価情報

	株式会社銚子丸 第1回2019年 新株予約権	株式会社銚子丸 第2回2020年 新株予約権	株式会社銚子丸 第3回2021年 新株予約権	株式会社銚子丸 第4回2022年 新株予約権	株式会社銚子丸 第5回2023年 新株予約権	株式会社銚子丸 第6回2024年 新株予約権
権利行使価格（円）	1,047	1,346	1,092	1,120	1,131	1,664

	株式会社銚子丸 第1回2019年 新株予約権	株式会社銚子丸 第2回2020年 新株予約権	株式会社銚子丸 第3回2021年 新株予約権	株式会社銚子丸 第4回2022年 新株予約権	株式会社銚子丸 第5回2023年 新株予約権	株式会社銚子丸 第6回2024年 新株予約権
行使時平均株価（円）	1,673	1,835	1,710	2,002	-	-
付与日における 公正な評価単価（円）	78	114	193	195	189	194

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された株式会社銚子丸第6回2024年新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	株式会社銚子丸 第6回2024年新株予約権
株価変動性（注）1	18.39%
予想残存期間（注）2	3.5年
予想配当（注）3	6円/株
無リスク利率（注）4	0.207%

（注）1．2020年8月14日から2024年2月15日までの株価実績に基づき算定しております。

2．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3．2023年5月期の配当実績によっております。（特別配当を除く）

4．評価基準日における償還年月日（2027年9月20日）の超長期国債98の国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、将来の失効数を見積もる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年5月15日)	当事業年度 (2024年5月15日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	18,805千円	17,367千円
減損損失	129,413	155,164
未払事業税	-	34,530
未払事業所税	4,696	5,209
賞与引当金	30,268	30,268
法定福利費	18,899	23,448
長期未払金	52,035	52,035
資産除去債務	107,964	115,345
その他	41,794	44,465
繰延税金資産合計	403,878	477,835
繰延税金負債		
未収事業税	7,934	-
建設協力金	1,358	1,185
資産除去費用	27,685	28,964
その他	31	-
繰延税金負債合計	37,010	30,150
繰延税金資産の純額	366,867	447,684

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年5月15日)	当事業年度 (2024年5月15日)
法定実効税率	34.0%	34.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	0.8
住民税均等割	1.5	0.7
所得拡大税制税額控除	3.3	5.0
実効税率の変更による影響額	4.8	-
その他	1.5	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5	30.3

(持分法損益等)

当社は関連会社を有しておりますが、損益及び利益剰余金からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗建物・土地の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用可能期間を1年～20年とし、割引率は0.0%～1.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年5月16日 至 2023年5月15日)	当事業年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)
期首残高	312,638千円	317,449千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,288	34,505
時の経過による調整額	917	985
資産除去債務の履行による減少額	4,395	13,787
期末残高	317,449	339,152

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)	(自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)
千葉県	7,969,707	8,739,627
東京都	7,959,546	8,847,483
埼玉県	2,391,809	2,364,801
神奈川県	989,219	1,408,363
顧客との契約から生じる収益	19,310,283	21,360,275
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	19,310,283	21,360,275

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1.財務諸表 (1)財務諸表 「注記事項」 (重要な会計方針)の「5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

前事業年度(自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)

(単位：千円)

区分	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 売掛金	803,771	839,219
契約負債	7,973	7,719

(注) 契約負債は当事業年度期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当事業年度の収益として認識しております。

当事業年度(自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)

(単位：千円)

区分	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 売掛金	839,219	973,790
契約負債	7,719	29,085

(注) 契約負債は当事業年度期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当事業年度の収益として認識しております。

残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)

当社は、寿司事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)

当社は、寿司事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	寿司事業	合計
外部顧客への売上高	19,310,283	19,310,283

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	寿司事業	合計
外部顧客への売上高	21,360,275	21,360,275

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年5月16日 至 2023年5月15日)

(単位：千円)

	寿司事業	合計
減損損失	10,437	10,437

当事業年度(自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)

(単位：千円)

	寿司事業	合計
減損損失	174,198	174,198

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022年5月16日 至 2023年5月15日）

財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社オレンジ・エステート	千葉県東金市	10,000	不動産賃貸業	-	土地の貸借	店舗用地の貸借(注1)	15,600	前払費用	670

当事業年度（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）

財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社オレンジ・エステート	千葉県東金市	10,000	不動産賃貸業	-	土地の貸借	店舗用地の貸借(注1)	15,600	前払費用	670

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 . 土地の賃借料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)	当事業年度 (自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)
1株当たり純資産額	609.00円	676.31円
1株当たり当期純利益	40.75円	78.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	40.73円	78.04円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年 5月16日 至 2023年 5月15日)	当事業年度 (自 2023年 5月16日 至 2024年 5月15日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	558,174	1,073,574
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	558,174	1,073,574
期中平均株式数(千株)	13,698	13,704
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	5	51
(うち新株予約権(千株))	5	51
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	株式会社銚子丸 第2回2020年新株予約権 (新株予約権の数1,001個、 普通株式50,050株) 株式会社銚子丸 第4回2022年新株予約権 (新株予約権の数917個、 普通株式45,850株) 株式会社銚子丸 第5回2023年新株予約権 (新株予約権の数987個、 普通株式49,350株)	株式会社銚子丸 第6回2024年新株予約権 (新株予約権の数1,006個、 普通株式50,300株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,080,322	728,259	337,942 (127,372)	3,470,639	1,716,018	138,463	1,754,621
構築物	289,227	10,783	15,660	284,400	247,443	4,588	36,956
車両運搬具	21,025	9,599	6,121	24,503	16,180	3,676	8,322
工具、器具及び備品	2,043,414	396,638	155,950 (46,826)	2,284,102	1,538,272	282,046	745,829
土地	71,907	-	-	71,907	-	-	71,907
リース資産	32,924	-	-	32,924	32,924	-	-
建設仮勘定	96,311	1,237,842	1,333,202	951	-	-	951
有形固定資産計	5,635,183	2,383,123	1,848,876 (174,198)	6,169,429	3,550,840	428,775	2,618,588
無形固定資産							
ソフトウエア	38,872	248,160	740	286,292	49,363	35,164	236,928
ソフトウェア仮勘定	77,046	284,050	248,160	112,936	-	-	112,936
その他	26,038	-	2,314	23,723	19,492	1,421	4,231
無形固定資産計	141,956	532,210	251,214	422,952	68,855	36,586	354,096

(注) 1. 当期増加額・減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額	新規出店・大規模改装	542,332千円
工具、器具及び備品	増加額	新規出店・大規模改装	267,956千円

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	192,000	198,000	0.32	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
計	192,000	198,000	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	89,000	89,000	89,000	-	89,000
株主優待引当金	23,687	24,457	23,687	-	24,457
ポイント引当金	-	9,089	806	-	8,283

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	53,653
預金	
当座預金	10,691
普通預金	904,744
定期預金	3,703,689
別段預金	1,099
通知預金	1,912,000
小計	6,532,224
合計	6,585,878

ロ.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ネットスターズ株式会社	344,429
イオンクレジットサービス株式会社	326,525
ちばぎんJCBカード株式会社	139,217
SBペイメントサービス株式会社	71,554
楽天ペイメント株式会社	39,733
その他	52,330
合計	973,790

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
839,219	13,658,905	13,524,334	973,790	93.28	366 24

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
本部在庫・まぐろ	25,552
本部在庫・魚介類（まぐろ以外の冷凍物）	118,551
本部在庫・その他	9,042
本部在庫・ECサイト販売用	691
本部在庫・ノベルティ	7,856
店舗在庫・まぐろ	22,849
店舗在庫・魚介類（まぐろ以外の冷凍物）	22,773
店舗在庫・魚介類（まぐろ以外のなま物）	5,360
店舗在庫・飲料、乾物(のり、調味料等)	13,901
店舗在庫・酒	12,592
店舗在庫・米・酢	3,780
店舗在庫・野菜類	951
店舗在庫・デザート	2,265
店舗在庫・副材料(箸、梱包材他)	7,885
小計	254,053
ラップ他消耗品	7,949
のぼり、のれん	72
食器類	141
ユニフォーム	2,439
勤怠管理機器	307
その他	736
小計	11,647
合計	265,700

固定資産
敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
千葉ショッピングセンター	70,443
有限会社大春恒産	25,000
小田急電鉄株式会社	24,000
宮邦商事有限会社	20,000
戸村国孝	20,000
第一水産株式会社	20,000
その他	666,060
合計	845,503

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
トライ産業株式会社	43,601
株式会社マルミ	40,554
株式会社ライジング	38,942
極洋商事株式会社	35,734
株式会社東京トップフード	35,068
その他	464,548
合計	658,450

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
従業員給料	410,855
国 未払消費税等	267,256
日本年金機構 千葉事務センター	96,690
千葉労働局	33,944
日本パック販売株式会社	26,885
その他	586,721
合計	1,422,354

（３）【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高（千円）	5,167,427	10,172,605	15,808,178	21,360,275
税引前四半期（当期）純利益（千円）	585,791	912,751	1,266,646	1,541,205
四半期（当期）純利益（千円）	367,449	572,572	794,563	1,073,574
1株当たり四半期（当期）純利益（円）	26.82	41.80	58.00	78.33

（会計期間）	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益（円）	26.82	14.97	16.20	20.33

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月16日から5月15日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	5月15日
剰余金の配当の基準日	5月15日、11月15日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.choushimaru.co.jp
株主に対する特典	毎年11月15日並びに5月15日現在の株主様に対し、当社全店舗でご利用い ただける優待お食事券を次の基準により贈呈いたします。 ・当社の株主名簿及び実質株主名簿に記載された所有株式数100株以上500 株未満の株主様に対して500円相当の当社優待券(食事券)、500株以上 1,000株未満の株主様に対して2,500円相当の当社優待券(食事券)、 1,000株以上の株主様に対して5,000円の当社優待券(食事券)を贈呈い たします。 なお、所有株式数500株以上の株主様は優待お食事券全てと引き換えに、 当社指定商品(特選品)との交換が可能です。

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を
請求する権利並びに募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

2. 2024年8月8日開催の第47回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度が次のとおりとなり
ました。

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 事業年度 | 3月1日から2月末日まで |
| (2) 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3ヶ月以内 |
| (3) 基準日 | 2月末日 |
| (4) 剰余金の配当の基準日 | 2月末日、8月31日 |

なお、第48期事業年度については、2024年5月16日から2025年2月末日までとなります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第46期)(自 2022年5月16日 至 2023年5月15日) 2023年8月7日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年8月7日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第47期第1四半期)(自 2023年5月16日 至 2023年8月15日) 2023年9月28日関東財務局長に提出

(第47期第2四半期)(自 2023年8月16日 至 2023年11月15日) 2023年12月28日関東財務局長に提出

(第47期第3四半期)(自 2023年11月16日 至 2024年2月15日) 2024年3月28日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年8月9日

株式会社銚子丸
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀井秀樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城市武志

<財務諸表監査> 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社銚子丸の2023年5月16日から2024年5月15日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社銚子丸の2024年5月15日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

寿司事業における店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は、当事業年度において、寿司事業における店舗固定資産に係る減損損失174,198千円を計上した結果、店舗固定資産2,449,715千円（期末帳簿価額）を計上している。</p> <p>会社は、減損の兆候の有無を把握する際に、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としている。減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。</p> <p>会社は、店舗固定資産の減損損失の金額を検討するに当たり、回収可能価額を店舗の使用価値により測定しており、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定している。</p> <p>店舗の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、翌事業年度については取締役会によって承認された予算、その後の期間については過去の実績を加味した売上成長率に基づき算定している。</p> <p>使用価値の見積りにおける主要な仮定は、翌事業年度の予算における売上高、売上総利益率、人件費率、及び過去の実績を加味した売上成長率である。</p> <p>回収可能価額の見積りにおける上記の主要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、寿司事業における店舗固定資産の減損について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来キャッシュ・フローの見積り期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・経営者の予算策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度における予算とその後の実績を比較した。 ・翌事業年度の予算における売上高、売上総利益率、人件費率の水準について経営者と協議を行い、過去実績との比較分析を実施するとともに、利用可能な外部データとの比較検討を実施した。 ・各店舗における減損損失の認識の判定の基礎となる割引前将来キャッシュ・フローについて、取締役会で承認された翌事業年度の予算との整合性を検証した。 ・主要な仮定のうち翌事業年度の予算における売上高、売上総利益率及び人件費率については、過去実績との比較を実施するとともに、当該予算の基礎となる店舗のリニューアル計画、販促活動等の施策について経営者と協議した。 ・主要な仮定のうち過去の実績を加味した売上成長率については、過去の売上高推移を用いて再計算を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社銚子丸の2024年5月15日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社銚子丸が2024年5月15日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。